

MSCI インデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型投信／海外／株式／インデックス型



この冊子の前半部分は投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は投資信託説明書（請求目論見書）です。

MSCI インデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCI コクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 22 年 2 月 19 日に関東財務局長に提出しており、平成 22 年 2 月 20 日にその届出の効力が生じております。
2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。
3. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集にあたり、委託会社は金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号の規定による投資信託説明書(請求目論見書)を作成しており、投資家からのご請求によりお渡しいたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合には、請求されたことをご自身で記録しておいてください。

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

下記の事項は、「MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ」(以下「ファンド」という。)をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。
お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

ファンドに係るリスクについて

ファンドは、主に外国株式を実質的な投資対象としますので組入株式の価格の下落や、組入株式の発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株式の価格変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「解約による資金流出に伴うリスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク」をご覧ください。

ファンドに係る手数料等について

ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.15%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

ご換金(解約)手数料

ご換金(解約)手数料はありません。

信託報酬

純資産総額に年0.945%(税抜年0.90%)の率を乗じて得た額とします。

信託財産留保(相当)額

信託財産留保(相当)額はありません。

その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用
- ・投資信託説明書(目論見書)、運用報告書等の作成、印刷等に係る費用
- ・信託事務の諸費用

上記のその他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等および税金」をご覧ください。

交付目論見書の目次

ファンドの概要	ファンドの基本情報 1 ファンドの仕組み 3 その他のファンド情報 4
運用の内容	ファンドの性格および特色 5 ファンドの目的および基本的性格 5 ファンドの投資対象 7 投資態度 8 運用体制 11 投資制限 14 分配方針 15 ファンドのリスク 16 ファンドのリスク 16 ファンドのリスク管理体制 17
ご投資の手引き	お申込(ご購入・ご換金)手続き(概要) 18 お申込取扱場所と時間 18 ご購入のお取扱い 18 ご換金のお取扱い 19 手数料等および税金 21 その他の費用 22 課税上のお取扱い 23 管理および運営(概要) 25
その他	その他の情報 28 委託会社等の概況 28 内国投資信託受益証券事務の概要 29 ファンドの詳細情報について 29
【運用の状況】	運用状況 財務情報(ハイライト)
【投資信託約款】	約款
【用語解説】	用語解説

ファンドの基本情報

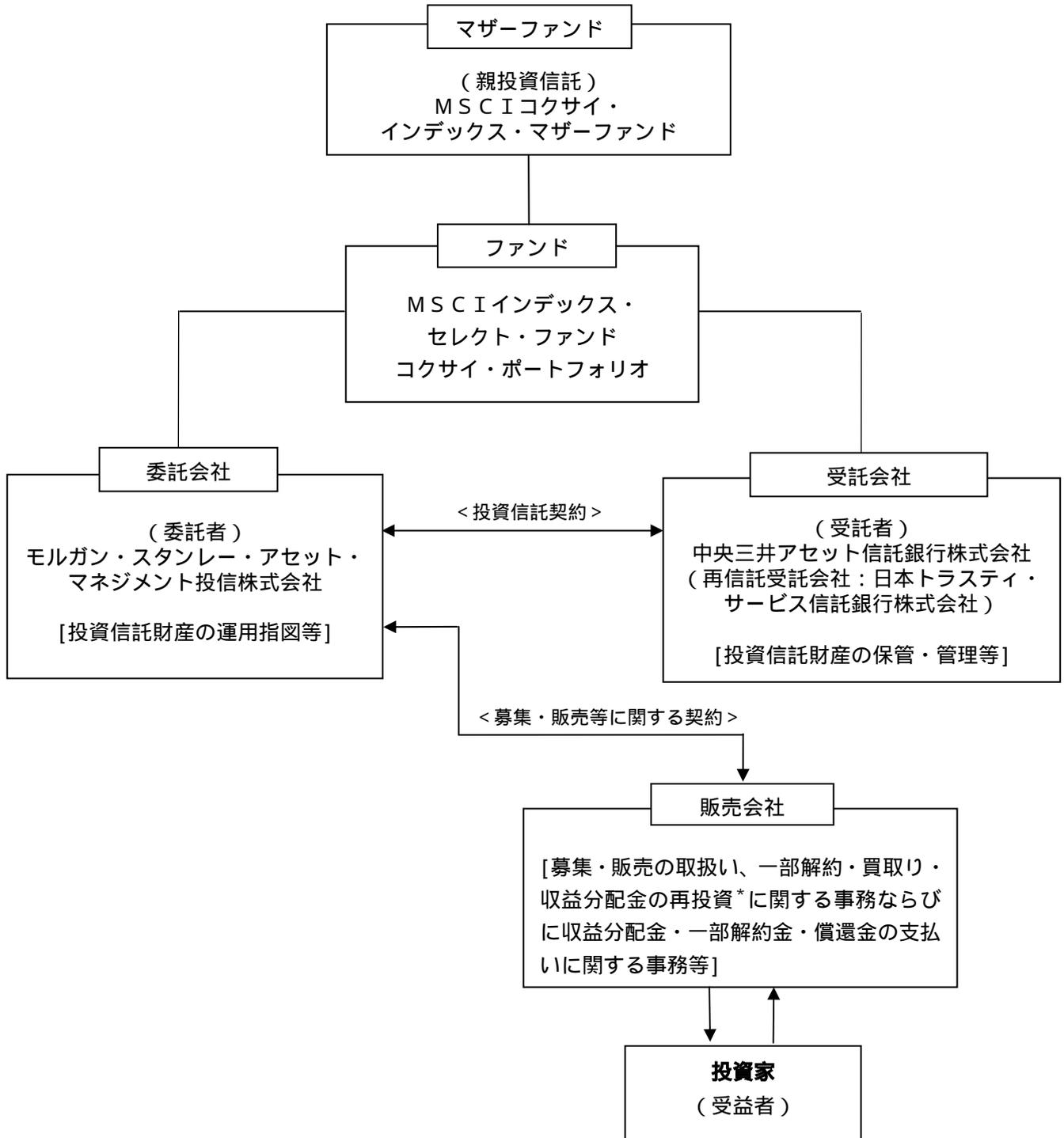
ファンドの名称	MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型
主な投資対象 および ファンドの目的	主として、日本を除く世界各国の株式に「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。 詳細については「ファンドの性格および特色」または「約款」をご参照ください。
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 詳細については「投資制限」または「約款」をご参照ください。
ファンドの 主なリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の価格変動リスク ・信用リスク ・為替変動リスク ・カントリーリスク ・解約による資金流出に伴うリスク など
信託設定日	平成9年11月20日
信託期間	原則として、無期限。
決算日	原則として、毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
収益分配	原則として、年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
収益分配金 のお支払い / 再投資	<ul style="list-style-type: none">) 分配金支払いコース：原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。) 分配金再投資コース：課税後に決算日の基準価額で無手数料で再投資されます。
お申込取扱場所	販売会社の本・支店、営業所等
お申込期間	平成22年2月20日から平成23年2月18日まで お申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
お申込時間	原則として、午後3時までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日にはお申込みができません。

ご購入単位	最低申込単位を) 分配金支払いコース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位) 分配金再投資コース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 として、販売会社が個別に定める単位とします。 販売会社によっては、どちらか一方のお取扱いとなる場合があります。
ご購入価額	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額
ご購入手数料	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。 MSCIインデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換え等によりファンドを購入される場合、無手数料でお取扱いすることがあります。 償還乗換え等によりファンドを購入される場合、無手数料でお取扱いすることがあります。
ご購入代金のご入金日	ご購入申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにお支払いください。
ご換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
ご換金価額	ご換金には、解約請求と買取請求があります。解約（買取）価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ご換金代金のお支払日	原則として、ご換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込みの販売会社にてお支払いします。
信託報酬	純資産総額に年0.945%（税抜0.90%）の率を乗じて得た額とします。
課税上のお取扱い	「手数料等および税金」をご参照ください。

投資家の皆様におかれましては、投資信託説明書（目論見書）をよくお読みいただき、商品の内容を十分にご理解のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。

当投資信託説明書（交付目論見書）で使用されております専門的な用語につきましては、巻末に「用語解説」を添付しておりますので併せてご参照ください。

ファンドの仕組み



* 「分配金支払いコース」のみを取扱う販売会社は、収益分配金の再投資に関する事務を行いません。

その他のファンド情報

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 内国投資信託
受益証券の形態等 | 追加型証券投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）
ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、原則として下記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 |
| (2) 発行価額の総額 | 5,000億円を上限とします。信託金の限度額については約款第3条をご参照ください。 |
| (3) 日本以外の地域における発行 | ありません。 |
| (4) 有価証券届出書提出日 | 平成22年2月19日 |
| (5) 振替機関に関する事項 | 株式会社 証券保管振替機構 |
| (6) 振替受益権について | ファンドの受益権は、上記「(5) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし
ます。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(5) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。 |

ファンドの性格および特色

ファンドの目的および基本的性格

1 主として、日本を除く世界各国の株式に「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を通じて投資を行い*、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

*後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

2 グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。

*ただし、基準価額の動きがインデックスと完全に一致するものではありません。

【MSCIインデックス（指数）について】

MSCIインクが算出する、世界的な株価指数の名称です。

MSCIインデックスには、先進国やエマージング国、各地域別、各国別、産業別、業種別など、様々な指数があります。

MSCIインデックスは、パフォーマンス評価のベンチマークとして、世界の機関投資家に広く利用されています。

MSCIインクは、1969年から長年にわたり豊富なりサーチ・データベースをもとに各種データを提供しており、その対象は現在約70カ国になります。（平成21年12月末現在、出所：MSCIインク）

MSCIインデックスは、MSCIインクの知的財産であり、MSCIはMSCIインクのサービスマークです。

MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCIインクに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられています。また、これらの情報は、信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCIインクは何ら保証するものではありません。

MSCIインデックスの構成国や構成銘柄等は適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は変更されることがあります。

3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ファンドおよびインデックスは円ベースです。

4

ファンドは、**社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下の商品分類および属性区分になります。**

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

商品分類表*1

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合	

属性区分表*2

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)	ファミリー ファンド	あり	日経 225
	年2回	日本	ファンド・ オブ・ファンズ	なし	TOPIX
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	北米		その他 (MSCIコ クサイ・イン デックス)	
	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			
日々	オセアニア				
不動産投信	その他	中南米			
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

*1 商品分類(網掛け表示部分)の定義

単位型・ 追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象 地域	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象 資産	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

*2 属性区分（網掛け表示部分）の定義

投資対象資産	その他資産	組入れている資産を記載するものとする。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジ	なし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
対象インデックス	その他	目論見書又は投資信託約款において、日経225、TOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

ファミリーファンド方式により運用を行う場合、投資信託証券（親投資信託）を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

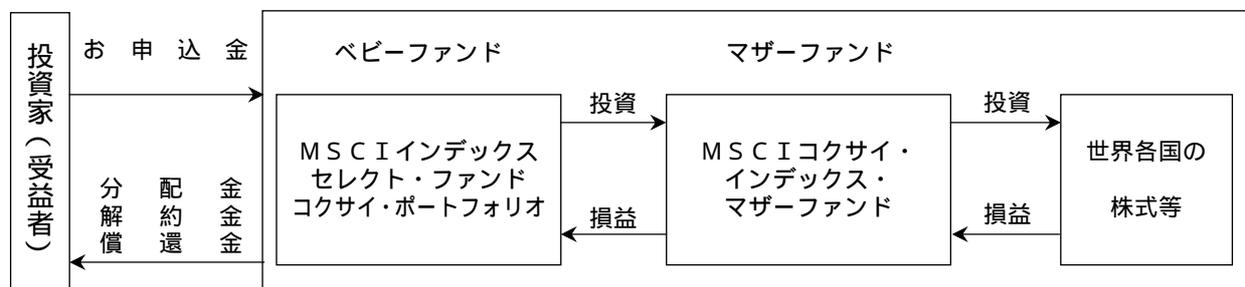
ファンドの投資対象

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行い、親投資信託である「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を主要な投資対象とします。

【ファミリーファンド方式について】

「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ）とし、その資金をマザーファンド（MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド）に投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



なお、マザーファンドの運用の基本方針とファンドの運用の基本方針については、約款をご参照ください。

*平成21年12月末現在、マザーファンドは当ファンドの他、複数のファンド（ベビーファンド）とで共有されています。今後も「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

マザーファンドの主要投資対象

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を主要投資対象とします。

投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資態度

1 日本を除く世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

2 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

実質外貨建資産とは、ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

3 MSCIコクサイ・インデックス*1をベンチマーク*2とします。

*1 MSCIコクサイ・インデックスとは、世界各国の日本を除く先進国22カ国（平成21年12月末現在）を構成国として、MSCIインクが開発した株価指数です。構成国については、定期的に見直しを行いますので変更されることがあります。

MSCIコクサイ・インデックスの構成国：

アイルランド、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港

*2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。

4 運用プロセスは、インデックスに連動する投資成果を目指し以下の3段階で行います。

【運用プロセス】

第1段階 最適化されたポートフォリオを構築する過程

モルガン・スタンレー・グループ開発のリスク管理およびポートフォリオ構築システムにより、ファンドの運用金額およびインデックス構成銘柄の流動性等も勘案して、ポートフォリオの収益率がベンチマークに連動するよう組入銘柄および組入比率を決定します。地域別、国別および業種別配分は、インデックスの各構成比率に基づきます。

第2段階 (a) 構築したポートフォリオを管理する過程

MSCIよりインデックス構成銘柄変更に関するデータを電子メールで、さらに委託会社グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択

権付配当等のデータを毎日取得し、推定トラッキング・エラーの監視を行います。また、個別銘柄分析リサーチ・データベース（RAPPA）等を活用し、全保有銘柄を対象にデフォルト確率を分析します。

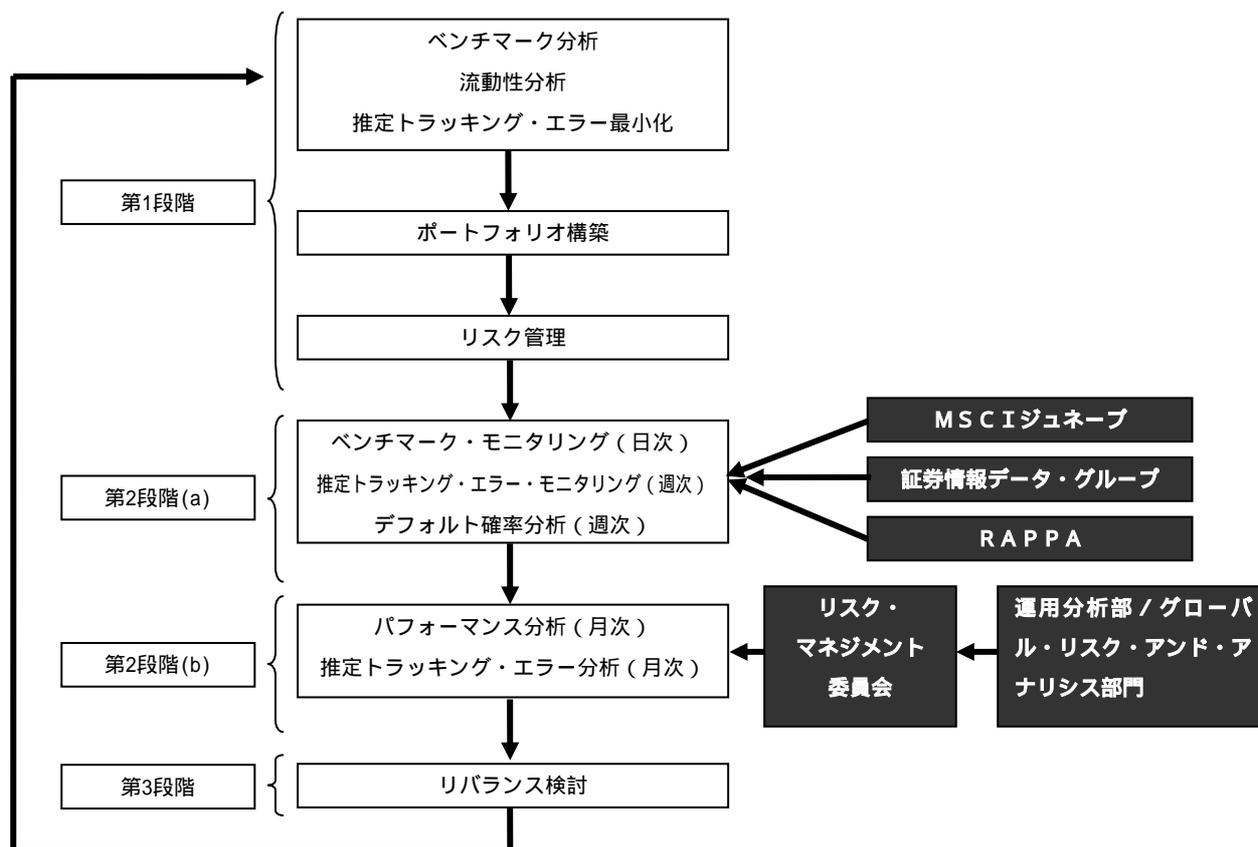
第2段階 (b) 構築したポートフォリオを管理する過程

運用分析部が、パフォーマンスおよびリスクの分析を行います。これらの分析データを、委託会社グループ全体のポートフォリオ・リスク・モニタリング組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門に報告します。同部門は、これを基に運用状況を確認し、運用状況に懸念があると判断した場合には、社内のリスク・マネジメント委員会に詳細な調査を要請します。リスク・マネジメント委員会は、必要に応じて運用部に対応策を要請します。

第3段階 リバランスを実施する過程

原則として、MSCIが行う定期的なインデックス構成銘柄の変更時にリバランスの実行を検討するほか、以下の場合にも随時、機動的にリバランス取引を検討します。

- 週次および月次で推定トラッキング・エラーのモニタリングを行った結果、社内管理目標を上回った場合
- コーポレート・アクション、浮動株式調整等によりインデックス構成銘柄等が変更となった場合



有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用体制

1 運用体制の特徴

第三運用部に所属するパッシブ運用担当者がファンドの運用を担当します。
MSCI構成銘柄に関するリサーチは、委託会社グループのグローバルな拠点網を活用して行います。

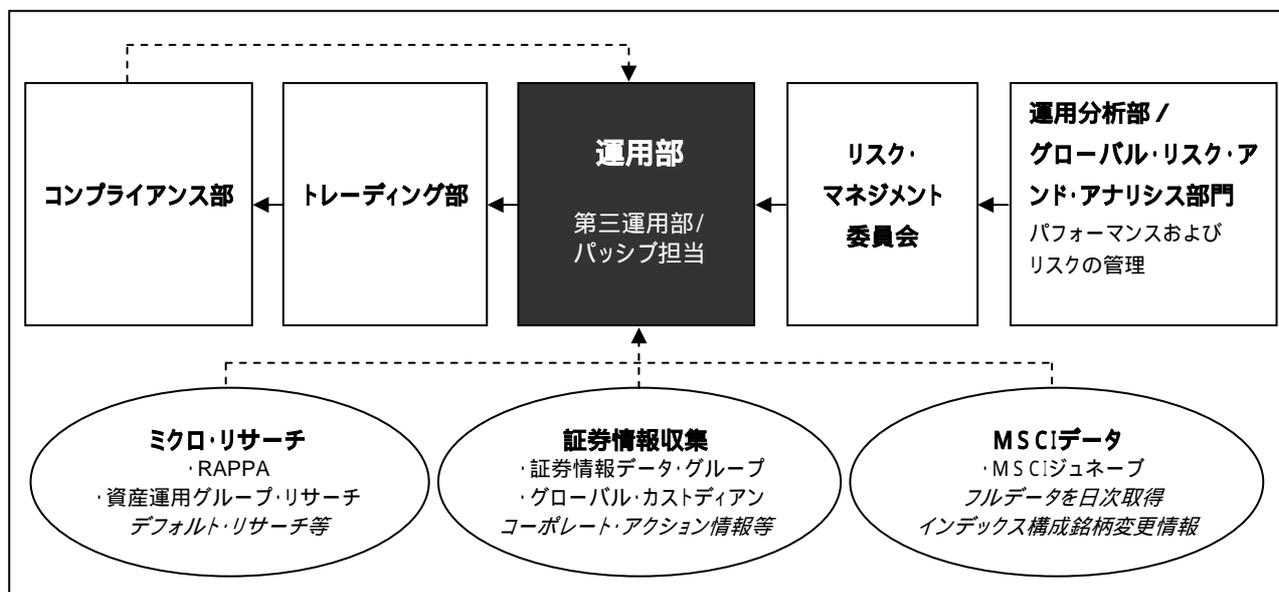
ミクロ・リサーチ

調査に当たっては独自開発のRAPPA (Research and Portfolio Performance Analysis) を活用します。RAPPAは、世界の各拠点に在籍するリサーチ担当者が作成したレポートや社外のリサーチ・レポートを委託会社グループの運用プロフェッショナルで共有することを目的に開発された社内情報共有システムです。

証券情報収集

- ・日次でMSCIからインデックス構成銘柄変更に関するデータを取得します。
- ・日次で委託会社グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のコーポレート・アクション情報を取得します。
- ・各証券保管銀行から保有銘柄に関するコーポレート・アクション情報を収集します。

上記体制で入手した情報を基に、モルガン・スタンレー・グループ独自開発のリスク管理・ポートフォリオ構築システムおよび外部リスク管理モデルを利用し、ポートフォリオを構築管理します。



トレーディング

実際の売買発注業務は、運用部門から独立した組織体であるトレーディング部が担当します。同部では、ファンドの投資基準を忠実に遵守し、最良執行を徹底します。

2 運用体制に関する社内規程

委託会社では、運用業務に係る役職員が遵守すべき以下の運用体制に関する社内規程等を定め、適正な行動基準の確立を通じて顧客の保護を図ります。

委託会社は、「業務方法書」において、委託会社の業務運営に関する基本原則や業務執行の方法を定めています。また、投資対象とする有価証券の種類等についても、「業務方法書」内で規定しています。

委託会社では、ファンドの運用にあたって、運用者が遵守すべき事項について「運用者サービス規程」に定めています。当サービス規程では、運用者に対し、その業務の公共性、社会的使命の重要性を十分に自覚させ、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律や諸規則等を遵守し、誠実に業務を遂行することを求めます。また、運用者は、ファンドの運用開始時に予め定めた「運用基本計画書」に基づいて運用することを求められます。

上記の他に委託会社では、行為規範等の様々な社内規程を定め、利益相反となる取引やインサイダー取引等の不正行為を排除するよう厳しく管理しています。

3 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社では、運用部門から独立した下記の組織部門等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、当組織部門等には合計で15名程度の人員が配置されております。

コンプライアンス部

コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視します。また、コンプライアンス部は、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

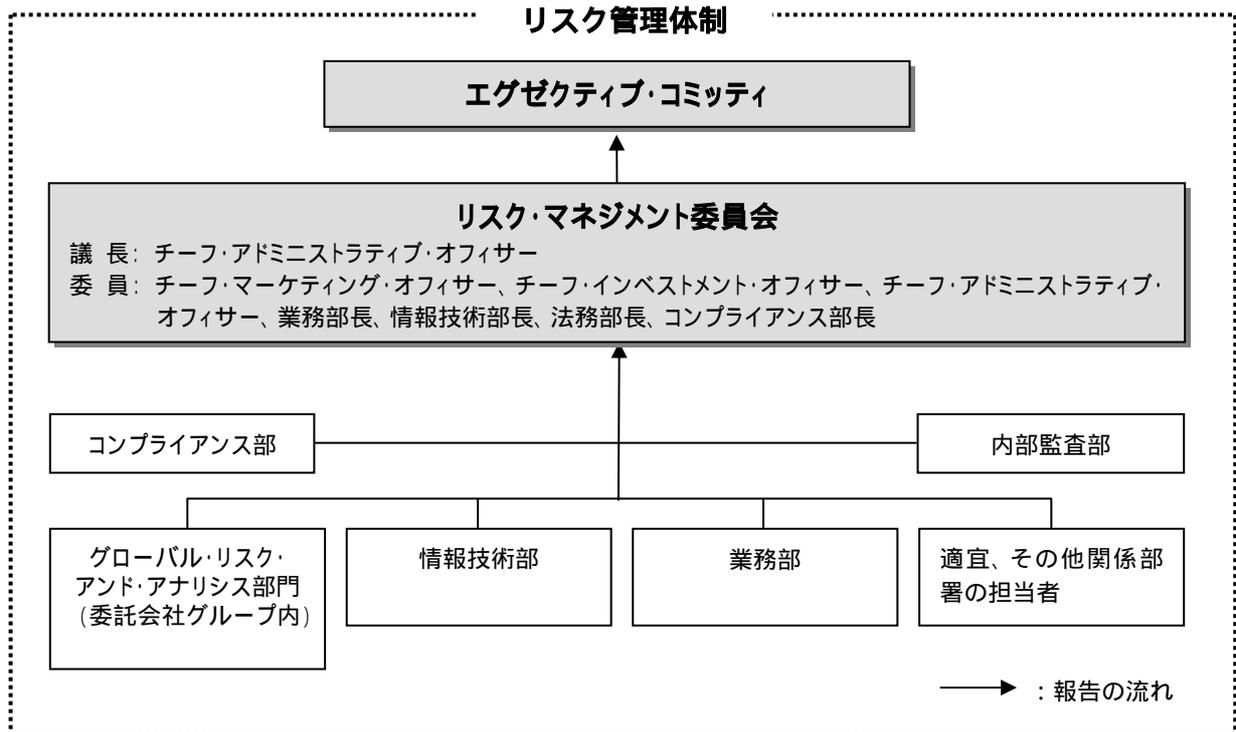
内部監査部

内部監査部は、委託会社の内部統制の妥当性や有効性を定期的に検証・評価し、その結果を取締役に対して報告する責任を担っています。同部は、運用部門を含む各部署に内在するリスクを独自に評価し、そのリスク度合いに応じて9-51ヶ月の頻度で内部監査を実施し、監査結果を報告書にまとめます。報告書には、監査の目的、範囲、指摘事項、業務改善策等が記載され、委託会社の取締役をはじめとする関係管理者に配布されます。指摘事項があった場合は、その業務改善策が実行されているかの追跡調査を定期的に行い、その進捗結果を当該管理者や後述するリスク・マネジメント委員会に報告します。

リスク・マネジメント委員会

委託会社では、運用に係るリスク、情報技術に係るリスク、業務リスク、法的規制及びコンプライアンス上のリスク等、全社的な諸リスクに関する情報を共有し、それら諸リスク管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。同委員会はチーフ・アドミニストラティブ・オフィサーを議長とし、チーフ・マーケティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、業務部長、情報技術部長、法務部長およびコンプライアンス部長により構成され、必要に応じてリスク管理上の事項について報告を行います。同委員会では、報告内容を審議し、関係組織に対して全社的な方針を指図します。

なお、同委員会は、重大な問題が発生した場合には、委託会社の意思決定および業務執行のための機関であるエグゼクティブ・コミッティに報告を行います。



4 委託会社による関係法人等の管理体制

委託会社では、ファンドに係る関係法人等に対して、下記の管理体制を敷いています。

受託会社に対する管理体制

委託会社では、投資信託財産の保全と事務リスク管理を目的として、下記の受託会社選定基準を設けています。

- 基準価額・純資産総額の算出能力およびその正確性
- 設定・解約代金の送金処理および資金繰り管理能力
- 証券決済・外国為替決済・証券の権利処理等の執行力

また、委託会社では、ファンド設定後においても、受託会社の事務処理能力に関する評価や、他の受託会社との比較分析を継続的に実施しています。さらに、受託会社より定期的に資産管理業務に関する「内部統制の整備及び運用状況の報告書」を受領し、受託会社の内部統制に関する状況把握に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資制限

株式への実質投資割合*には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への実質投資割合*には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限)

*実質投資割合とは、ファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額(ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額がファンドの投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

委託会社は、上記の約款に基づく投資制限の他、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図等の業務を遂行します。

詳しくは約款をご覧ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

日本の国際収支上の理由等により、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等*の運用指図は、約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

*上記の「有価証券先物取引等」とは、金融商品取引法に定めるデリバティブ取引のうち、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、金利に係る先物取引等の取引をいいます。ファンドにおけるこれら取引の種類及び範囲についての詳細は、約款をご覧ください。

マザーファンドは、ファンド同様の投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資制限に従います。

詳しくはマザーファンド約款をご覧ください。

分配方針

1 ファンドの決算日

原則として毎年11月19日。
(ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、翌営業日となります。)

2 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等*の全額とします。
分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
収益の分配に充てなかった利益については、約款「運用の基本方針」に基づいて運用を行います。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

3 収益分配金のお支払い

【分配金支払いコース】

毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から収益分配金をお支払いします。(原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。)収益分配金は販売会社にてお受取りいただけます。

【分配金再投資コース】

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、積立投資契約に基づいて、決算日の基準価額により、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ファンドのリスク

ファンドのリスク

投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動もあります。）に投資しますので、基準価額は変動し、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ただし、以下の記述はすべてのリスクを網羅したものではありません。（マザーファンドを通じて受ける実質的なリスクを含みます。）

株式の価格変動リスク

国内および国際的な景気、経済、社会情勢等の変化の影響を受け、また、業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、株式の価格が下落することがあります。このような場合、ファンドは価格変動リスクを伴う株式などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

信用リスク

発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により、株式の価格が下落することがあります。このような場合、ファンドは信用リスクを伴う株式などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

為替相場は、国内外の経済要因や金利差により変動します。円安方向への為替変動は基準価額の上昇要因のひとつとなりますが、円高方向への為替変動は基準価額の下落要因のひとつとなります。ファンドは為替変動リスクを伴う外貨建資産に投資するため、元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。ファンドはこうしたカントリーリスクを伴う有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

解約による資金流出に伴うリスク

ファンドの解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

<その他の留意点>

対象とする株価指数との乖離

ファンドは、ベンチマークと連動することを目指して運用を行いますが、それを保証するものではなく、基準価額とベンチマークは乖離する場合があります。乖離を引き起こす主な要因は、信託報酬、株式を売買する際の売買コスト等の費用の負担等があります。

収益分配について

ファンドの収益分配は、委託会社の判断により行わない場合があります。

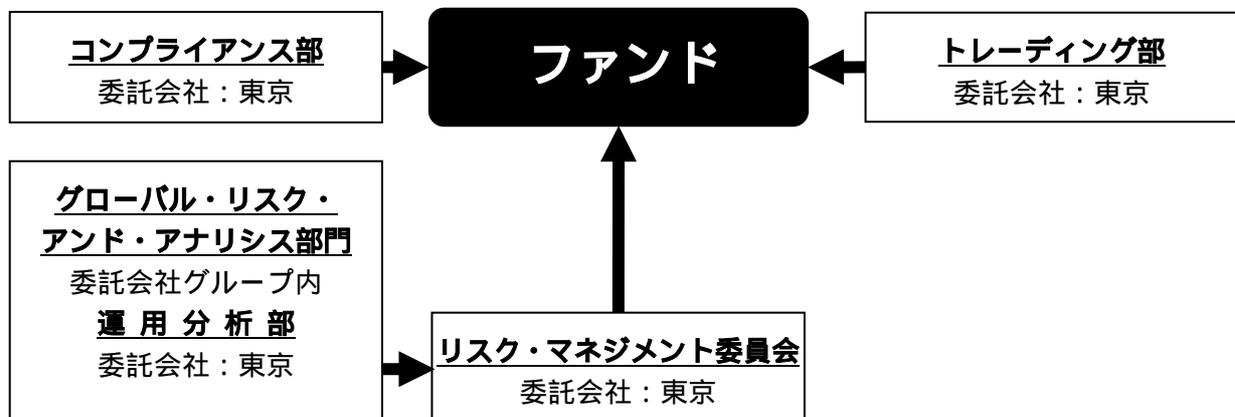
ファミリーファンド方式について

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

資金動向、市況動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針に従った運用ができない場合があります。

ファンドのリスク管理体制

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用に関わるリスクについて、委託会社の専門部門が多角的にその管理を行います。



パフォーマンスおよびリスク・モニタリング体制

委託会社グループでは、グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がポートフォリオ・リスク・モニタリングを実施します。同部門ではファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しており、その結果、異常値を認めた場合には、委託会社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、同委員会が当該ファンドの調査を行った結果、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請します。なお委託会社においては運用分析部が、同部門の一員として、設定されているファンドのパフォーマンスおよびリスクを分析しており、その結果を同部門に報告しています。

売買執行体制

運用部門から独立した組織であるトレーディング部門が売買を執行します。運用部門とトレーディング部門を組織として分離することにより、売買執行における効率性を追及するとともに、社内牽制体制を確立しています。

コンプライアンス体制

前述の「運用体制」をご覧ください。

リスク・マネジメント委員会

前述の「運用体制」をご覧ください。

お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）**お申込取扱場所と時間****1 お申込取扱場所**

お申込取扱場所（販売会社）は、下記の委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
〔電話番号〕 03-5424-5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
〔ホームページ〕 www.morganstanley.co.jp/fund/

2 お申込時間

お申込み（ご購入・ご換金共通）の受け付けは、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。ただし、販売会社により異なりますのでご注意ください。
なお、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日にはお申込みができません。

ご購入のお取扱い**1 ご購入単位**

最低申込単位を

分配金支払いコース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
分配金再投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

として、販売会社が個別に定める単位とします。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資される場合は1口単位とします。

2 ご購入価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。

3 ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社へお問い合わせください。

MSCIインデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによるファンドご購入のお申込みの場合は、無手数料となります。（ただし、換金されるポートフォリオからは譲渡益に対して課税されますのでご注意ください。）

4 ご購入代金のご入金日

ファンドをご購入の際は、ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにご購入代金をお支払いください。

<ご購入に際しての留意点>

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録が行われます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合は、追加設定を制限する措置を取ることができます。その場合には、委託会社が指定する販売会社は、ファンドのご購入のお申込みの受付けの中止、既に受付けられたファンドのご購入のお申込みの取消しまたはその両方を行うものとし、

ご換金のお取扱い

ご換金は「解約請求」または「買取請求」として行うことができます。
ご換金に伴うお手数料は不要です。

1 ご換金単位

各販売会社が個別に定める単位となります。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

2 ご換金価額

ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

3 ご換金代金のお支払日

ご換金代金は、原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社においてお支払いいたします。

<ご換金に際しての留意点>

委託会社(一部解約の場合)および販売会社(買取りの場合は委託会社との協議に基づいて)は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合は、ご換金請求の受け付けを中止させていただくことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込受付日とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

大口解約の制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

手数料等および税金

ご購入時にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金
ご購入手数料	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額*

* 各販売会社により異なります。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。（詳しくは、前述の「お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）」をご参照ください。）
償還乗換え等によりお申込みの場合には、無手数料等となります。詳しくは後述の「償還乗換え等について」をご参照ください。

保有期間中にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金									
信託報酬*1	ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.945%（税抜0.90%）を乗じて得た額 その配分については以下のとおり <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">配分比率（年率）</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.42%（税抜0.40%）</td> <td>0.42%（税抜0.40%）</td> <td>0.105%（税抜0.10%）</td> </tr> </tbody> </table>	配分比率（年率）			委託会社	販売会社	受託会社	0.42%（税抜0.40%）	0.42%（税抜0.40%）	0.105%（税抜0.10%）
配分比率（年率）										
委託会社	販売会社	受託会社								
0.42%（税抜0.40%）	0.42%（税抜0.40%）	0.105%（税抜0.10%）								
所得税および地方税	個人の受益者の場合 原則として、普通分配金*2に対し10%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 原則として、普通分配金に対し7%（所得税）									
その他費用	後述の「その他の費用」をご参照									

*1 信託報酬については、後述の「信託報酬について」をご参照ください。

*2 普通分配金については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

ご換金時にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金
所得税および地方税	個人の受益者の場合 原則として、譲渡益*1に対して10%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 原則として、解約価額の個別元本*2超過額に対して7%（所得税）

*1 解約請求/買取請求によるご換金価額がご購入代金を上回った場合の差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要です。詳しくは、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

*2 個別元本については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

償還時にご負担いただく税金

項目	費用・税金
所得税および地方税	個人の受益者の場合 原則として、償還時の譲渡益*に対して10%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 原則として、償還時の個別元本超過額に対して7%（所得税）

* 償還価額がご購入代金を上回った場合の差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要です。詳しくは、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

税法が改正された場合等にはその内容が変更となる場合があります。

上記費用の合計額は保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

< 償還乗換え等について >

償還乗換え^{*1}によりファンドをご購入する場合には、販売会社によってはご購入申込口数のうち当該償還金額（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額）の範囲内でご購入する口数については無手数料とし、当該ご購入申込口数のうち、当該償還金額を超える金額に対応する口数については、当該ご購入申込口数に対する手数料率を適用します。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

換金乗換え^{*2}によりファンドのご購入のお申込みをされる場合には、販売会社が別途定める手数料率を適用する場合があります。

*1「償還乗換え」とは、ご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内における買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社でファンドのご購入のお申込みを行う場合をいいます。

*2「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドのご購入のお申込みを行っていただく場合をいいます。

お取扱いについては販売会社にお問い合わせください。

< 信託報酬について >

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

その他の費用

1 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券を売買する際に生じる取引費用、外貨建資産の保管費用（マザーファンドの保有を通じて間接的に負担する費用を含みます。以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支払われます。

2 諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

投資信託財産に係る監査報酬

法律顧問に対する報酬

投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に

係る費用
投資信託振替制度に係る費用および手数料

3

委託会社は前記 2 に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。

この場合委託会社は、かかる諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができます。

委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して固定料率を変更できるものとします。したがって、これらの諸費用の金額、上限額、計算方法等をあらかじめ具体的に記載することはできません。

かかる諸費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払われます。

課税上のお取扱い

1

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のようなお取扱いとなります。

A 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の買付時の基準価額等（ご購入手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回ご購入された場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドをご購入された場合は当該支店等毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースでご購入された場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、後述の「B 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

B 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、当該収益分配金のうちその下回る部分に相当する額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

C 個人、法人別の課税のお取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

	課税対象		税率等
収益分配金	普通分配金 ^{*1}	配当所得	源泉徴収（申告不要）10% （所得税7% 地方税3%） ^{*2}
一部解約金	譲渡益 = 換金（解約 / 買取）価額 ^{*3} - 取得費用 ^{*4}	譲渡所得	申告分離課税 10% （所得税7% 地方税3%） ^{*5}
償還金	譲渡益 = 償還価額 - 取得費用 ^{*4}		

- *1 普通分配金については、前述の「B」収益分配金の課税について」をご参照ください。なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。
- *2 確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。なお税率は平成24年1月1日より20%（所得税15% 地方税5%）へ変更される予定です。
- *3 換金（解約 / 買取）価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- *4 購入手数料および当該購入手数料に係る消費税等相当額を含みます。
- *5 原則として確定申告が必要ですが、源泉徴収選択口座の場合には申告不要となります。なお税率は平成24年1月1日より20%（所得税15% 地方税5%）へ変更される予定です。

普通分配金は、上場株式等の配当所得として申告分離課税により確定申告を行う場合、上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。また、一部解約時または償還時の譲渡損益は、確定申告により他の上場株式等の譲渡損益と損益通算することができます。損益通算の結果、その年に控除し切れなかった譲渡損は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

2. 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の課税対象	税率等
収益分配金	普通分配金 ^{*1}	源泉徴収 7% （所得税7%） ^{*4}
一部解約金	換金（解約）価額 ^{*2} の個別元本超過額 ^{*3}	
償還金	償還価額の個別元本超過額 ^{*3}	

- *1 普通分配金については、前述の「B」収益分配金の課税について」をご参照ください。なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。
- *2 換金（解約）価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。なお買取請求による換金の場合については、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- *3 個別元本については、前述の「A」個別元本について」をご参照ください。
- *4 地方税の源泉徴収はありません。なお税率は平成24年1月1日より15%（所得税15%）へ変更される予定です。

法人の益金不算入制度は当ファンドに適用されません。

2 投資信託財産が支払う税金

投資信託財産の取引により外国で発生する税金は、ファンドが負担します。

買取請求によるご換金、損益通算など税金の内容等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等にはその内容が変更になる場合があります。

上記「課税上のお取扱い」の詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

管理および運営（概要）

1 資産の評価

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日*における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りをもって表示されることがあります。

マザーファンド受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドにおける組入外国株式の評価は、原則として計算時に知りうる直近の日の取引所の最終相場（終値）またはこれに準じた価格として社団法人投資信託協会規則で定めるものにより評価します。

マザーファンドにおける組入外貨建資産の評価は、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページへのお問い合わせが可能です。

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「コクサイ」の略称で掲載されます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

〔電話番号〕 03 - 5424 - 5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

〔ホームページ〕 www.morganstanley.co.jp/fund/

* 計算日とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

2 保 管

該当事項はありません。

3 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限とします。

ただし、下記「**5** その他 **B** 償還条件（信託の終了）」に記載した事由により信託は終了します。

4 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

詳しくは約款をご覧ください。

5 その他

A 運用報告書

委託会社は、各計算期間の末日および償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて受益者に交付します。

B 償還条件（信託の終了）

委託会社は次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。

投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合

ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときやむを得ない事情が発生したとき

この場合において、委託会社はあらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

この投資信託契約の解約に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定める期間）に異議を述べることができます。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるとときは、投資信託契約の解約を行いません。委託会社は、投資信託契約の解約を行わない場合は、その旨およびその理由を公告し、かつその旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、次のいずれかの場合には、上記の異議の申立ての規定を適用せず、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合

監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約命令を受けたとき

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じ、異議申し立ての結果、投資信託約款の変更が成立した場合を除きます。）

受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、または、委託会社または受益者の請求に基づき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき

C 投資信託約款の変更

委託会社は受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した時は、受託会社と合意の上、ファンドの投資信託約款を変更することができ、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ受益者に書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告は行いません。

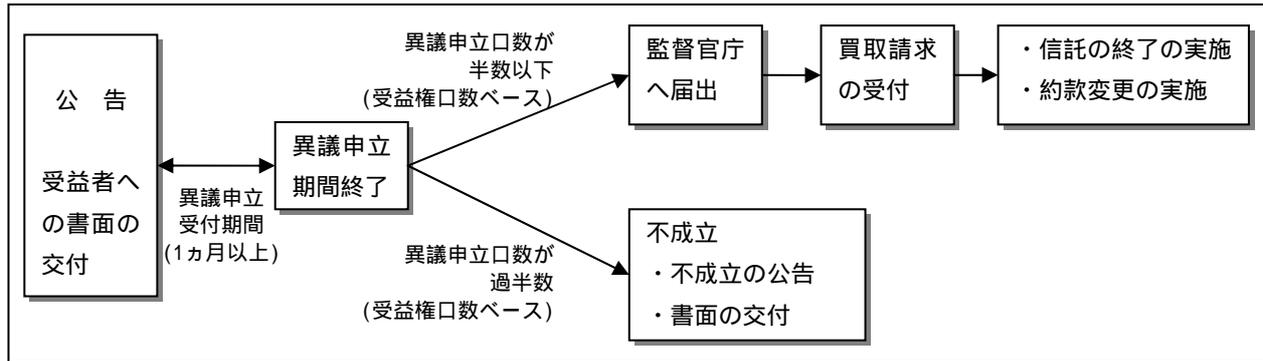
この投資信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定める期間）に異議を述べることができます。

詳しくは約款をご覧ください。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えると
 きは、投資信託約款の変更を行いません。委託会社は、投資信託約款の変更を行わな
 い場合は、その旨およびその理由を公告し、かつその旨を記載した書面を受益者に交
 付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告
 を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとする
 ときは、上記の規定に従います。

【信託の終了、投資信託約款の重大な変更を行う場合の手続きの流れ】



詳しくは約款をご覧ください。

その他の情報**委託会社等の概況****1 委託会社の概況（平成21年12月末現在）**

名 称：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
本店所在の場所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
代表者の役職氏名：代表取締役社長 ジョン R. アルカイヤ
資本金の額：9億9,000万円
会社の沿革
昭和62年2月10日 モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立
昭和62年3月31日 投資顧問業登録
昭和62年9月9日 投資一任業務認可
平成7年8月1日 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会
社に商号変更
平成7年9月14日 投資信託委託業の免許取得

2 大株主の状況（平成21年12月末現在）

名 称：モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社
住 所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
保有株数：4,502株
比 率：100%

内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿
受益者名簿は作成しません。
- (3) 受益者に対する特典
受益者に対する特典はありません。
- (4) 受益権の譲渡制限の内容
受益権の譲渡制限はありません。
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。
- (5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

ファンドの詳細情報について

下記の詳細情報については投資信託説明書（請求目論見書）に記載されております。なお、投資信託説明書（請求目論見書）については、ご投資家からのご請求によりお渡ししております。

【ファンドの詳細情報】

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,874,596	100.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,098	0.11
合計(純資産総額)		1,872,497	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(注3) 親投資信託受益証券の評価方法は、請求目論見書「第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表 (3)注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(全銘柄)

(平成21年12月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	額面総額 または口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	MSCIコクサイ・ インデックス・ マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券		1,964,573,618	0.9219	1,811,164,235	0.9542	1,874,596,146	100.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(平成21年12月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.11
合計	100.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年12月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

(平成21年12月30日現在)

期	計算期間末または各月末	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(平成10年11月19日)	3,020,105,083	3,027,302,015	1.0911	1.0937
2期	(平成11年11月19日)	3,044,921,536	3,081,062,330	1.1377	1.1512
3期	(平成12年11月20日)	2,692,977,865	2,692,977,865	1.1035	1.1035
4期	(平成13年11月19日)	1,822,601,392	1,822,601,392	1.0283	1.0283
5期	(平成14年11月19日)	1,389,504,810	1,389,504,810	0.8239	0.8239
6期	(平成15年11月19日)	1,899,711,768	1,899,711,768	0.8617	0.8617
7期	(平成16年11月19日)	2,119,459,099	2,119,459,099	0.9697	0.9697
8期	(平成17年11月21日)	726,778,395	726,778,395	1.1864	1.1864
9期	(平成18年11月20日)	1,437,437,655	1,450,053,987	1.3796	1.3917
10期	(平成19年11月19日)	2,644,885,758	2,669,483,752	1.4435	1.4570
11期	(平成20年11月19日)	1,230,669,933	1,230,669,933	0.6848	0.6848
12期	(平成21年11月19日)	1,819,436,443	1,819,436,443	0.8948	0.8948
	平成20年12月末日	1,683,275,361	-	0.6696	-
	平成21年1月末日	1,575,039,427	-	0.6259	-
	2月末日	1,555,384,871	-	0.6176	-
	3月末日	1,633,033,923	-	0.6440	-
	4月末日	1,799,877,769	-	0.7245	-
	5月末日	1,917,797,364	-	0.7703	-
	6月末日	2,042,247,481	-	0.7805	-
	7月末日	1,669,259,898	-	0.8335	-
	8月末日	1,716,309,674	-	0.8515	-
	9月末日	1,739,861,436	-	0.8621	-
	10月末日	1,784,769,702	-	0.8779	-
	11月末日	1,725,272,970	-	0.8516	-
	12月30日	1,872,497,707	-	0.9234	-

(注) 分配落後純資産総額および分配落1口当たり純資産総額は、外国所得税控除額を考慮しております。

【分配の推移】

下記決算期中の分配は次のとおりです。

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0026
2期	0.0150
3期	0
4期	0
5期	0
6期	0
7期	0
8期	0
9期	0.0130
10期	0.0140
11期	0
12期	0

【収益率の推移】

下記決算期中の収益率は次のとおりです。

期	期間収益率（％）
1期	9.37
2期	5.51
3期	3.01
4期	6.81
5期	19.88
6期	4.59
7期	12.53
8期	22.35
9期	17.30
10期	5.61
11期	52.56
12期	30.67

（注）収益率とは、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日^{*}における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

* 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

(参考情報)

(1)「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の運用状況

ファンドは「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を主要投資対象としており、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	95,861,685	50.71
	イギリス	20,218,631	10.70
	フランス	10,351,301	5.48
	カナダ	9,525,309	5.04
	スイス	8,328,576	4.41
	ドイツ	7,739,971	4.09
	オーストラリア	7,460,524	3.95
	スペイン	4,445,211	2.35
	イタリア	3,339,840	1.77
	オランダ	2,597,150	1.37
	スウェーデン	2,438,685	1.29
	香港	2,199,050	1.16
	シンガポール	1,382,741	0.73
	フィンランド	1,067,457	0.56
	ベルギー	940,432	0.50
	アイルランド	928,370	0.49
	デンマーク	829,410	0.44
	ノルウェー	769,632	0.41
	ギリシャ	489,671	0.26
	オーストリア	310,479	0.16
ポルトガル	282,572	0.15	
ニュージーランド	100,636	0.05	
	小計	181,607,343	96.07
投資証券	アメリカ	1,387,291	0.73
	オーストラリア	455,982	0.24
	フランス	269,044	0.14
	カナダ	251,701	0.13
	イギリス	248,066	0.13
	香港	51,643	0.03
	シンガポール	48,336	0.03
	オランダ	33,665	0.02
		小計	2,745,732
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,684,259	2.48
合計(純資産総額)		189,037,335	100.00

- (注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- (注2) 時価合計の単位未満は切捨て。
- (注3) 株式および投資証券の評価方法は、請求目論見書「ファンドの経理状況 1 財務諸表 参考情報 (2)注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。
- (注4) 外貨建資産は、平成21年12月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。
なお、平成21年12月30日現在における邦貨換算レートは、1米ドル=92.10円、1カナダドル=88.07円、1オーストラリアドル=82.28円、1英ポンド=146.53円、1スイスフラン=88.67円、1香港ドル=11.88円、1シンガポールドル=65.56円、1ニュージーランドドル=65.94円、1スウェーデンクローナ=12.76円、1ノルウェークローネ=15.85円、1デンマーククローネ=17.73円、1ユーロ=132.00円です。
- (注5) 投資信託財産について、外国為替予約を行ないました。
なお、平成21年12月30日現在における外国為替の予約にかかる未決済残高は、4,000千米ドル、500千カナダドル、400千オーストラリアドル、500千英ポンド、500千スイスフラン、500千ユーロです。
- (注6) 株式の「国・地域」の分類については、当該株式の発行企業の法人化された国および当該株式の主要取引市場を参考に分類しております。

(2) 「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の投資資産
投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成21年12月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	488,351	6,932.36	3,385,428,356	6,340.16	3,096,225,429	1.64
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	814,844	2,773.13	2,259,669,156	2,889.17	2,354,228,543	1.25
3	HSBC HOLDINGS	イギリス	株式	銀行	1,761,690	1,087.25	1,915,402,032	1,045.78	1,842,348,289	0.97
4	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	91,032	18,968.91	1,726,778,361	19,258.10	1,753,104,269	0.93
5	BP PLC	イギリス	株式	エネルギー	1,904,613	863.06	1,643,798,533	886.50	1,688,451,804	0.89
6	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	株式	家庭用品・パーソナル用品	296,646	5,747.96	1,705,109,638	5,671.51	1,682,433,128	0.89
7	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	280,048	5,739.67	1,607,383,664	5,980.97	1,674,959,806	0.89
8	IBM CORP	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	133,188	11,802.61	1,571,966,686	12,143.38	1,617,353,161	0.86
9	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	株式	食品・飲料・タバコ	352,332	4,265.02	1,502,705,492	4,500.00	1,585,494,880	0.84
10	AT & T INC	アメリカ	株式	電気通信サービス	599,540	2,423.15	1,452,775,950	2,610.11	1,564,867,747	0.83
11	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財	1,079,808	1,481.88	1,600,155,597	1,422.02	1,535,512,891	0.81
12	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	各種金融	399,602	3,988.76	1,593,920,308	3,821.22	1,526,970,750	0.81
13	CHEVRON CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	203,820	7,268.53	1,481,472,192	7,111.04	1,449,372,376	0.77
14	GOOGLE INC-CL A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	24,622	53,109.46	1,307,661,247	57,046.73	1,404,604,832	0.74
15	PFIZER	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	819,399	1,675.29	1,372,738,325	1,709.37	1,400,660,985	0.74
16	CISCO SYSTEMS	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	586,086	2,210.39	1,295,484,494	2,219.60	1,300,882,346	0.69
17	TOTAL SA	フランス	株式	エネルギー	214,631	5,608.67	1,203,796,597	5,994.11	1,286,523,969	0.68
18	BANCO SANTANDER CENTRAL	スペイン	株式	銀行	828,681	1,551.00	1,285,284,231	1,537.79	1,274,345,641	0.67
19	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	各種金融	879,045	1,505.83	1,323,696,727	1,392.55	1,224,115,872	0.65
20	WELLS FARGO COMPANY	アメリカ	株式	銀行	493,943	2,634.20	1,301,145,785	2,457.22	1,213,730,570	0.64
21	BHP BILLITON LTD	オーストラリア	株式	素材	341,012	3,340.56	1,139,173,774	3,531.45	1,204,269,419	0.64
22	WAL-MART STORES	アメリカ	株式	食品・生活必需品小売り	237,548	4,987.21	1,184,702,948	4,983.53	1,183,827,821	0.63
23	HEWLETT-PACKARD CO	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	242,487	4,649.20	1,127,372,500	4,841.69	1,174,048,580	0.62
24	COCA-COLA CO	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	211,951	5,211.01	1,104,480,476	5,317.85	1,127,124,473	0.60
25	ROCHE HOLDING GENUSS	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	71,388	14,373.40	1,026,088,778	15,774.39	1,126,102,367	0.60
26	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	株式	電気通信サービス	5,342,434	197.81	1,056,816,252	210.71	1,125,705,015	0.60
27	TELEFONICA S.A.	スペイン	株式	電気通信サービス	430,264	2,593.79	1,116,018,763	2,603.69	1,120,278,376	0.59
28	NOVARTIS AG-REG	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	214,402	4,819.21	1,033,249,227	5,045.32	1,081,727,341	0.57
29	INTEL CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	568,774	1,853.05	1,053,967,798	1,878.83	1,068,635,342	0.57
30	MERCK & CO. INC.	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	310,395	3,236.39	1,004,560,515	3,416.90	1,060,591,779	0.56

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(平成21年12月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
株式	96.07
投資証券	1.45
合計	97.52

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資株式の業種別投資比率

(平成21年12月30日現在)

投資株式の種類		投資株式の業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	11.56
		銀行	8.89
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.58
		素材	7.20
		資本財	6.86
		食品・飲料・タバコ	6.02
		各種金融	5.33
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.27
		ソフトウェア・サービス	4.70
		公益事業	4.41
		電気通信サービス	4.39
		保険	4.13
		ヘルスケア機器・サービス	2.74
		食品・生活必需品小売り	2.56
		小売	2.39
		メディア	2.31
		家庭用品・パーソナル用品	1.83
		運輸	1.81
		半導体・半導体製造装置	1.51
		消費者サービス	1.30
		耐久消費財・アパレル	1.01
自動車・自動車部品	0.96		
商業・専門サービス	0.67		
不動産	0.65		
合計			96.07

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数 先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P 500	買建	79	米ドル	21,896,312.29	22,153,575	2,040,344,257	1.08
	カナダ	モントリオール取引所	S&P 60	買建	21	カナダドル	2,853,207	2,885,400	254,117,178	0.13
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	STX50 INDEX	買建	193	ユーロ	5,571,208	5,764,910	760,968,120	0.40
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	買建	23	オーストラリアドル	2,690,655	2,792,775	229,789,527	0.12
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100 IDX	買建	53	英ポンド	2,799,345	2,853,520	418,126,285	0.22
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	FSMI INDEX	買建	21	スイスフラン	1,340,115	1,374,030	121,835,240	0.06

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	売建 / 買建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建	米ドル	4,000,000.00	368,320,000	368,360,000	0.19
		カナダドル	500,000.00	44,024,500	44,030,000	0.02
		オーストラリアドル	400,000.00	32,884,800	32,888,000	0.02
		英ポンド	500,000.00	73,246,000	73,255,000	0.04
		スイスフラン	500,000.00	44,326,650	44,330,000	0.02
		ユーロ	500,000.00	65,985,500	65,995,000	0.03

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物相場の仲値で評価しています。

【財務情報（ハイライト）】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当有価証券届出書に添付されております。

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成20年11月19日現在)	第12期 (平成21年11月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	—	9,300,000
親投資信託受益証券	1,230,590,113	1,819,414,108
未収入金	12,012,604	1,059,157
未収利息	—	12
流動資産合計	1,242,602,717	1,829,773,277
資産合計	1,242,602,717	1,829,773,277
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,712,604	1,059,157
未払受託者報酬	1,026,921	932,223
未払委託者報酬	8,215,302	7,457,689
その他未払費用	977,957	887,765
流動負債合計	11,932,784	10,336,834
負債合計	11,932,784	10,336,834
純資産の部		
元本等		
元本	1,797,244,609	2,033,338,867
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△566,574,676	△213,902,424
(分配準備積立金)	27,004,081	60,390,140
純資産合計	1,230,669,933	1,819,436,443
負債純資産合計	1,242,602,717	1,829,773,277

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期		第12期	
	自	平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	自	平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
営業収益				
受取配当金		4,440		—
受取利息		97,874		13
有価証券売買等損益		△1,783,791,891		491,716,637
為替差損益		33,000		—
営業収益合計		△1,783,656,577		491,716,650
営業費用				
受託者報酬		3,067,659		1,756,202
委託者報酬		24,541,158		14,049,484
その他費用		2,926,762		1,672,456
営業費用合計		30,535,579		17,478,142
営業利益又は営業損失(△)		△1,814,192,156		474,238,508
経常利益又は経常損失(△)		△1,814,192,156		474,238,508
当期純利益又は当期純損失(△)		△1,814,192,156		474,238,508
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△600,518,443		68,521,657
期首剰余金又は期首欠損金(△)		812,669,844		△566,574,676
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,382,834,234		318,929,560
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—		318,929,560
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,382,834,234		—
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,548,405,041		371,974,159
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,548,405,041		—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—		371,974,159
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△566,574,676		△213,902,424

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	第12期 自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
1 . 有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価 しております。なお、時価は親投資信 託受益証券の基準価額を用いており ます。	親投資信託受益証券 同左
2 . 収益および費用の計 上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に 予想配当金額を計上し、差額が発生 した場合には入金時に計上しており ます。	
3 . その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資 信託財産の計算に関する規則」(平 成12年総理府令第133号)第60条の 規定に基づき、通貨の種類ごとに勘 定を設けて、邦貨建資産等と区分す る方法を採用しております。従っ て、外貨の売買については、同規則 第61条の規定により処理し、為替差 損益を算定しております。	

追加型証券投資信託
MSCI インデックス・セレクト・ファンド
コクサイ・ポートフォリオ
約 款

(2 0 0 9 . 0 6)

MSCI インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

運用の基本方針

約款の第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

MSCI コクサイ・インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

主としてマザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式（当該株式の預託により発行される DR およびカントリーファンドを含みます。）に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCI コクサイ指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

MSCI コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 22 カ国（2001 年 12 月末現在）を構成国として、MSCI Inc. が開発した株価指数です。ただし、構成国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の実質組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先

物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 24 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 25 条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

年 1 回決算を行い、毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等の全額とします。

分配金額は、委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。（ただし、分配対象額が少額の場合

は分配を行わないこともあります。)
収益の分配に充てなかった利益については、運用

の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託 M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 前条の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金4,210,110,000円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(削除)

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から無期限とします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」といいます。)第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、4,210,110,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、以下「社振法」といいます。)に基づき、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)
第7条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

(削除)

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、原則として委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。)を受託者を代理し

て平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して、または個々を指して以下「販売会社」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 販売会社は、第6条第1項により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。の2 前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日には、当該取得の申込みを受付けないものとします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の規定にかかわらず、販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

第1項の規定にかかわらず、販売会社は、第6条の規定により分割される受益権を、販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金ま

たは一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、当該取得申込みの金額に応じ、販売会社が別に定める3%以内の率を基準価額に乘じて得た額とします。

（削除）

（削除）

第5項の規定にかかわらず、受益者が販売会社と別に定めるMSCIインデックス・セレクト・ファンド積立投資約款（以下「積立投資約款」といいます。）に従って結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益権の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第5項および前項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該各信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第1項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または販売会社は、取得申込みの受付けの中止、すでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行うものとします。

第3項および第4項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者または販売会社が買取請求および一部解約の実行の請求の受付けを中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、委託者または販売会社は、当該信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込みの受付けの中止、すでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行うものとします。

第12条 （削除）

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

(運用の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるMSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証

券(外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 9の2. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 10の2. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人の発行する譲渡性預金証券
12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号および第10号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券、第7号および第10号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものならびに第9号の2の投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第9号の2の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時

価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券または当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求およ

び新株予約権(第27条に定める転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建資産」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の

時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的

な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超

えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法(平成17年法律第86号)第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法(明治32年法律第48号)第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合に

は、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第32条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務

を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第34条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(削除)

(混蔵寄託)

第35条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第36条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第37条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第38条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第39条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第44条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1. 投資信託財産に係る監査報酬
2. 法律顧問に対する報酬
3. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
5. 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができます。

委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。

第3項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁し、

委託者に支払います。

第 2 項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成 12 年 12 月 1 日以降適用します。

(信託報酬等の総額)

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 90 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 46 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 47 条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 48 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 49 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付

けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金(第 52 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金については、前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 50 条 受託者は、収益分配金については第 48 条第 1 項に規定する支払開始日および第 48 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 48 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 48 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益証券の買取り)

第 51 条 販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもってその受益権を買取ります。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該買取申込みを受付けないもの

とします。

第 1 項の場合、受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた受益証券の買取請求を取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

第 1 項の規定にかかわらず、MSCI インデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、委託者との協議に基づき、この信託の受益権の買取請求に係る売却代金をもってするMSCI インデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の取得申込みに係る買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消またはその両方を行うものとします。

（信託の一部解約）

第 52 条 受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けられないものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求に

ついては、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託者は、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、MSCI インデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）および販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消またはその両方を行うものとします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 52 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 53 条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 を下ることとなった場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、第 1 項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したと

きは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第58条の2 第53条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

(公 告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第1条 第48条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第9条、第10条、第12条(受益証券の種類)から第18条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として

公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第28条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買した場合の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成9年11月20日

委託者 モルガン・スタンレー・
アセット・マネジメント投信株式会社

受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社

親投資信託

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

約 款

(2 0 0 9 . 0 6)

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

運用の基本方針

約款の第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の株式 (D R (預託証券) およびカンントリーファンドを含みます。) を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の株式 (当該株式の預託により発行される D R およびカンントリーファンドを含みます。) に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、M S C I コクサイ指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

M S C I コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 22 カ国 (2001 年 12 月末現在) を構成国として、M S C I I n c . が開発した株価指数です。ただし、構成国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク (連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。) および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引お

よび金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引 (以下「有価証券先物取引等」といいます。) を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

親投資信託 M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投

信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法 (大正 11 年法律

第 62 号) の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 1 条の 2 前条の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 18 年法律第 43 号) 第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 1,868,790,171 円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金(次条に規定する信託適格有価証券を含みます。)を追加することができます。

(削 除)

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託適格有価証券による追加信託)

第 4 条 委託者は、この信託の受益権を、他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年総理府令第 129 号) 第 19 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限るものとし、この投資信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。以下「信託適格有価証券」といいます。)をもって取得させることができます。

前項において、他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券をもって取得する場合は、次に掲げる要件のすべてを充たして行うものとします。

1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。
2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号、以下「投信法」といいます。) 第 4 条第 2 項第 6 号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 44 条、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項または第 48 条第 2 項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号) 第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投信法第 2 条第 9 項第 1 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 7 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の追加型証券投資信託の受託者である中央三井アセット信託銀行株式会社とします。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、1,868,790,171 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条第 3 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

(削 除)

追加信託金または追加信託に係る有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託を行う日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)) 預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第 25 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第 13 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投信法第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1) から (3) までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 66 号）第 1 条第 4 号の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいいます。）に係る権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 61 号）第 1 条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）第 4 条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1) から (8) までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

（運用の指図範囲）

第 14 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

9 の 2．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

10．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

10 の 2．預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）

11．外国法人の発行する譲渡性預金証書

12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13．抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

14．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託に表示されるべきもの

15．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 7 号および第 10 号の 2 の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券、第 7 号および第 10 号の 2 の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものならびに第 9 号の 2 の投資法人債券を以下「公社債」といい、第 9 号および第 9 号の 2 の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品取引市場をいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとして、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第18条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(第22条に定める転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第19条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券

先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取

る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第21条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。な

お、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法(平成17年法律第86号)第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法(明治32年法律第48号)第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
(削除)

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第29条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。なお、第1期の計算期間は、平成14年3月11日から平成14年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第37条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者は、この投資信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第39条 投資信託財産から生じる利益は、信託終了時まで投資信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第40条 追加信託金(追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。以下、本条において同じ。)または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了した時は、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合は、信託の一部を解約します。

(削除)

解約金は、一部解約を行う日の前営業日の投資信託財産の純資産総額を、一部解約を行う日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(投資信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

受託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内

に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱い、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第51条 委託者は、投信法第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第52条 委託者は、投信法第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公 告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第21条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買した場合の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成14年3月11日

委託者 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社

用語解説（50音順）



委託会社

投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。運用会社ともいいます。



運用報告書

ファンドの運用状況を、受益者に説明するための資料です。ある一定の期間毎やファンド償還時に委託会社が作成し、販売会社経由で受益者に届けられます。



M S C I

M S C I インク。同社が算出する M S C I コクサイ・インデックスを含む一連の指数は、運用担当者が世界各国市場のパフォーマンスを相互比較する際のベンチマークの一つとなっています。



解約価額

ファンド換金（解約請求）時の価額のことをいいます。



為替ヘッジ

為替変動リスクを回避するために行われます。外貨建資産を買うのと同時に、通貨の先渡取引やオプション取引を利用して一定の為替レートで外貨と円貨を交換する契約を結びます。



基準価額

ファンドの1口（1単位）当たりの評価額のことです。純資産総額を受益権総口数で割った金額です。便宜上、1万口当たりで表示されることがあります。



収益分配金

ファンドの決算時に受益者に支払われる分配金のことです。実際の分配金額は、決算日における運用益から経費等を控除した後、分配方針に基づき委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。



純資産総額

ファンドの保有する投資信託財産の合計のことです。投資信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものです。



信託期間

ファンドの設定日から、ファンドの償還日までの期間のことをいいます。



信託報酬

ファンド運営上の役割に応じて、委託会社・販売会社・受託会社に支払われる報酬です。投資信託約款に規定された料率に基づき日々計算され、投資信託財産の中から控除されます。



トラッキング・エラー

トラッキング・エラーとは、ファンドのリターンがベンチマークに対して超過したリターンのばらつきを示します。ファンドのリターンがベンチマークのリターンと乖離するほど数値が大きくなります。



ファミリーファンド方式

ご投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を親投資信託（＝マザーファンド）に投資して実質的な運用を行う仕組みです。この仕組みにより、運用の共通化・効率化が可能になります。



分配金再投資コース

ファンドの収益分配時に、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースのことです。



分配金支払いコース

ファンドの収益分配時に、収益分配金を受取るコースのことです。



ベンチマーク

ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。



ポートフォリオ

資産運用のために、リスクの分散を考慮して複数の有価証券を組み合わせたものをいいます。



目論見書

お申込みに際して必要な申込要領、運用方針、費用等の情報をご投資家に提供するための説明書です。お申込みの際は販売会社より必ずお受け取りになり、内容をご覧のうえ、商品内容、リスク等をご理解いただき、ご自身のご判断でお申込みください。目論見書には、投資家に必ず交付する交付目論見書と投資家の請求により交付する請求目論見書があります。



約款（投資信託約款）

ファンド毎の基本方針、運用方法、運用制限、収益分配方針、運営、管理などを規定したものです。



リスク

ファンドの基準価額を変動させる要因となるものをいいます。ファンドの主要なリスクは、株式の価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどで、この他にも解約による資金流出に伴うリスクなどがあります。

なお、投資信託は値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産へ投資する場合は為替変動の影響を受けます。従って、ファンドの基準価額は変動し、元本が保証されているものではありません。

MSCI インデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCI コクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 22 年 2 月 19 日に関東財務局長に提出しており、平成 22 年 2 月 20 日にその届出の効力が生じております。
2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき投資家の請求により交付される目論見書です。

請求目論見書の目次

【ファンドの詳細情報】

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
	1 申込（販売）手続等	1
	2 換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	3
	1 資産管理等の概要	3
	2 受益者の権利等	5
第4	ファンドの経理状況	7
	1 財務諸表	10
	2 ファンドの現況	66
第5	設定及び解約の実績	67

【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成9年11月20日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成14年3月11日 M S C Iコクサイ・インデックス・マザーファンドの投資信託約款を締結。ファミリーファンド方式による運用へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。
- (2) 取得申込にあたり、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」のいずれかを選択いただきます。（ただし申込取扱場所によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）なお、「分配金再投資コース」を選択する場合は、取得申込にあたり、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結する必要があります。
- (3) 受益権の取得申込単位は、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位を最低単位として、販売会社が個別に定める単位とします。
上記にかかわらず、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
スイッチングにより取得する場合は、原則として上記の申込単位によるものとします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
- (4) 受益権の発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
電話番号：03-5424-5130
受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページ www.morganstanley.co.jp/fund/
このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「コクサイ」の略称で掲載されます。
「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。
- (5) 申込手数料は、取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、「スイッチング」により本ファンドを取得する場合および「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。
- (6) 取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託会社または販売会社は、取得申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行うものとします。

(7) ファンドの受益権は振替制度に基づき管理され、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれず。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」ということがあります。）または販売会社による受益権の買取（以下「買取請求」ということがあります。）の方法により換金することができます。

(1) 解約請求による換金

解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

解約請求の単位は、1口を最低単位として販売会社が個別に定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページにお問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号：03-5424-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ www.morganstanley.co.jp/fund/

解約手数料はありません。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、上記一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける

場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、振替制度に基づき管理され、解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(2) 買取請求による換金

買取請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

買取請求の単位は、1口を最低単位として販売会社が個別に定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取に関して当該販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

買取に係る手数料は原則としてありません。

買取代金は、原則として買取請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた買取請求を取消することができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

投信振替制度（平成19年1月4日開始）移行後も引き続きお手許で受益証券を保有されている場合は、ご換金のお申込みの際、個別に振替受益権に移行するための所定の手続きが必要となり、ご換金までに所定の日数を要しますのでご留意下さい。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りをもって表示されることがあります。

マザーファンド受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドにおける組入外国有価証券の評価は、原則として計算時に知りうる直近の日の取引所の最終相場（終値）またはこれに準じた価格として社団法人投資信託協会規則で定めるものにより評価します。

マザーファンドにおける組入外貨建資産の評価は、原則として計算日の対顧客電信売買相

場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

該当事項なし

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は、平成9年11月20日から無期限とします。ただし、投資信託約款に定める信託終了（繰上償還）事由が生じた場合には、信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

委託会社は、信託期間中において、投資信託契約の一部解約等により受益権総口数が当初設定口数の10分の1を下回った場合、または投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。具体的な手続は以下の通りです。

（約款第53条）

- ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。（約款第53条第2項）
- ・上記 . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。（約款第53条第3項）
- ・上記 . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、投資信託契約の解約をしません。（約款第53条第4項）
- ・委託会社は、ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。（約款第53条第5項）
- ・上記 . から . までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 . の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。（約款第53条第6項）

上記のほか、委託会社は、以下の事由があるときは、上記の手続を経ずに信託を終了することがあります。

- ・委託会社が監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたとき（約款第54条第1項）
- ・委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（約款第55条第1項）
- ・受託会社が辞任した後、または委託会社または受益者の請求に基づき裁判所が受託会社を

解任した後、委託会社が新受託者を選任できないとき（約款第57条第2項）

投資信託約款の変更

- ・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。（約款第58条第1項）
- ・委託会社は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。（約款第58条第2項）
- ・上記 . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。（約款第58条第3項）
- ・上記 . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、上記 . の投資信託約款の変更をしません。（約款第58条第4項）
- ・委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。（約款第58条第5項）

このほか、委託会社が監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の手續にしたがいます。（約款第54条第2項）

運用報告書

委託会社は、ファンドの毎計算期間末および信託終了日を基準日として、当該計算期間中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。（約款第59条）

関係法人との契約の更改

販売会社との募集・販売等に関する契約は、その有効期間を1年とすることを基本としますが、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長され、以降も同様となります。

2【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定したファンド収益の分配を口数に応じて受領する権利を有します。

分配金支払いコースをお持ちの場合

- ・収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。（原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

分配金再投資コースをお持ちの場合

- ・収益分配金は、課税後、自動けいぞく投資契約に基づいて、決算日の基準価額により無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ・この場合、委託会社は、原則として、決算日（毎計算期間終了日）の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付し、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。

自動けいぞく投資契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

受益者は、上記支払いの開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、当該分配金は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金受領権

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 買戻し請求権（受益権の買取りまたは一部解約の実行請求権）

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口を最低単位として販売会社が個別に定める単位をもって買取りおよび一部解約の実行を請求する権利を有します。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。（詳しくは、前記第2章「換金（解約）手続等」をご参照ください。）

(4) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更のうちその内容が重大なものを行う場合において、委託会社が約款に基づき定める一定の期間内に、委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この場合における買取請求の取扱いは、委託会社と受託会社との協議により定めた手続により行うものとし、その内容および手続については、約款の規定に基づき行われる公告または書面に記載されます。

(5) 帳簿閲覧請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する法定帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規則により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第12期計算期間（平成20年11月20日から平成21年11月19日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月14日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士

勝又三郎

指定社員
業務執行社員

公認会計士

山田信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年1月7日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

勝又三郎 

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山田信之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成20年11月20日から平成21年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成21年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1)【貸借対照表】

(単位：円)		
	第11期 (平成20年11月19日現在)	第12期 (平成21年11月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	-	9,300,000
親投資信託受益証券	1,230,590,113	1,819,414,108
未収入金	12,012,604	1,059,157
未収利息	-	12
流動資産合計	1,242,602,717	1,829,773,277
資産合計	1,242,602,717	1,829,773,277
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,712,604	1,059,157
未払受託者報酬	1,026,921	932,223
未払委託者報酬	8,215,302	7,457,689
その他未払費用	977,957	887,765
流動負債合計	11,932,784	10,336,834
負債合計	11,932,784	10,336,834
純資産の部		
元本等		
元本	1,797,244,609	2,033,338,867
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△566,574,676	△213,902,424
(分配準備積立金)	27,004,081	60,390,140
純資産合計	1,230,669,933	1,819,436,443
負債純資産合計	1,242,602,717	1,829,773,277

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期		第12期	
	自	平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	自	平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
営業収益				
受取配当金		4,440		—
受取利息		97,874		13
有価証券売買等損益		△1,783,791,891		491,716,637
為替差損益		33,000		—
営業収益合計		△1,783,656,577		491,716,650
営業費用				
受託者報酬		3,067,659		1,756,202
委託者報酬		24,541,158		14,049,484
その他費用		2,926,762		1,672,456
営業費用合計		30,535,579		17,478,142
営業利益又は営業損失(△)		△1,814,192,156		474,238,508
経常利益又は経常損失(△)		△1,814,192,156		474,238,508
当期純利益又は当期純損失(△)		△1,814,192,156		474,238,508
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△600,518,443		68,521,657
期首剰余金又は期首欠損金(△)		812,669,844		△566,574,676
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,382,834,234		318,929,560
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—		318,929,560
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,382,834,234		—
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,548,405,041		371,974,159
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,548,405,041		—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—		371,974,159
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△566,574,676		△213,902,424

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	第12期 自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価 しております。なお、時価は親投資信 託受益証券の基準価額を用いており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益および費用の計 上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に 予想配当金額を計上し、差額が発生 した場合には入金時に計上しており ます。	
3. その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資 信託財産の計算に関する規則」(平 成12年総理府令第133号)第60条の 規定に基づき、通貨の種類ごとに勘 定を設けて、邦貨建資産等と区分す る方法を採用しております。従っ て、外貨の売買については、同規則 第61条の規定により処理し、為替差 損益を算定しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	第11期 (平成20年11月19日現在)	第12期 (平成21年11月19日現在)
1. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 566,574,676円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 213,902,424円であります。
2. 当該計算期間の末日に おける受益権総数	1,797,244,609口	2,033,338,867口
3. 1口当たり純資産額	0.6848円	0.8948円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	第12期 自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日																																				
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額は628,553,595円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配は行っておりません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">金額 (円)</th> <th style="width: 35%;">1万口当たり (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">23,001,559</td> <td style="text-align: right;">127.98</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">601,549,514</td> <td style="text-align: right;">3,347.06</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">4,002,522</td> <td style="text-align: right;">22.26</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">628,553,595</td> <td style="text-align: right;">3,497.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>2. その他費用</p> <p>監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。</p> <p>3. 剰余金増加額および剰余金減少額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額 (円)	1万口当たり (円)	A. 配当等収益	23,001,559	127.98	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	601,549,514	3,347.06	D. 分配準備 積立金	4,002,522	22.26	分配可能額	628,553,595	3,497.30	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額は755,835,456円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配は行っておりません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">金額 (円)</th> <th style="width: 35%;">1万口当たり (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">42,941,481</td> <td style="text-align: right;">211.18</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">695,445,316</td> <td style="text-align: right;">3,420.21</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">17,448,659</td> <td style="text-align: right;">85.81</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">755,835,456</td> <td style="text-align: right;">3,717.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>2. その他費用</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 欠損金減少額および欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額 (円)	1万口当たり (円)	A. 配当等収益	42,941,481	211.18	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	695,445,316	3,420.21	D. 分配準備 積立金	17,448,659	85.81	分配可能額	755,835,456	3,717.20
	金額 (円)	1万口当たり (円)																																			
A. 配当等収益	23,001,559	127.98																																			
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	601,549,514	3,347.06																																			
D. 分配準備 積立金	4,002,522	22.26																																			
分配可能額	628,553,595	3,497.30																																			
	金額 (円)	1万口当たり (円)																																			
A. 配当等収益	42,941,481	211.18																																			
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	695,445,316	3,420.21																																			
D. 分配準備 積立金	17,448,659	85.81																																			
分配可能額	755,835,456	3,717.20																																			

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	第12期 自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	第12期 自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	第12期 自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
期首元本額	1,832,215,914円	1,797,244,609円
期中追加設定元本額	3,643,700,588円	1,249,204,657円
期中一部解約元本額	3,678,671,893円	1,013,110,399円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 (平成20年11月19日現在)		第12期 (平成21年11月19日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額(円)
親投資信託 受益証券	1,230,590,113	1,164,102,831	1,819,414,108	434,328,663
合計	1,230,590,113	1,164,102,831	1,819,414,108	434,328,663

3. デリバティブ取引等関係

第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	第12期 自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
ファンドはデリバティブ取引を行っていない ため、該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	M S C Iコクサイ・インデックス・ マザーファンド	1,969,915,665	1,819,414,108	
合計		1,969,915,665	1,819,414,108	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の平成21年11月19日現在（以下、「計算日」という）の状況は次のとおりです。

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成21年11月19日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	1,975,924,409
コール・ローン	225,930,434
株式	176,088,592,476
投資証券	2,692,846,865
派生商品評価勘定	178,997,474
未収入金	158,370,021
未収配当金	375,966,803
未収利息	309
差入委託証拠金	1,907,003,127
流動資産合計	183,603,631,918
資産合計	183,603,631,918
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,242,549
未払解約金	32,115,548
流動負債合計	33,358,097
負債合計	33,358,097
純資産の部	
元本等	
元本	198,756,158,773
剰余金	
欠損金	15,185,884,952
純資産合計	183,570,273,821
負債純資産合計	183,603,631,918

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
1 . 有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券（株式および投資証券）については、移動平均法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2 . デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>(1) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

項目	自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益および費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式および投資証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成21年11月19日現在）	
1. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,185,884,952円であります。
2. 計算日における受益権総数	198,756,158,773口
3. 1口当たり純資産額	0.9236円

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当計算期間における当該親投資信託の元本額の変動

(平成21年11月19日現在)	
MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの第12期計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	177,517,756,855円
期中追加設定元本額	91,476,913,685円
期中一部解約元本額	70,238,511,767円
期末における元本の内訳	
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド	2,201,072,144円
MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ	1,969,915,665円
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド (適格機関投資家専用)	121,422,770,864円
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド - 2 (適格機関投資家専用)	45,897,776,386円
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド - 3 (適格機関投資家専用)	800,257円
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド - 4 (適格機関投資家専用)	16,187,766,838円
モルガン・スタンレー MSCIコクサイ・インデックス・ファンド - 5 (為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)	11,076,056,619円
期末元本合計	198,756,158,773円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

(平成21年11月19日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当該親投資信託の期首(平成20年11月20日)から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	176,088,592,476	40,948,313,071
投資証券	2,692,846,865	615,507,907
合計	178,781,439,341	41,563,820,978

3. デリバティブ取引等関係
取引の状況に関する事項

自 平成20年11月20日 至 平成21年11月19日	
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、 <ul style="list-style-type: none">・為替予約取引・株価指数先物取引 であります。
2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針	為替予約取引は、外貨建資金の受渡しを行う際の円換算額を確定させるため、株価指数先物取引は有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）を回避するために行っております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引には為替相場の変動によるリスク、および株価指数先物取引には株式相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引、あるいは流動性の高い市場での取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。
4. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引は運用担当部署が、業務部およびコンプライアンス部の承認を得て、取引の範囲等を定めた投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項
 (1) 株式関連

区分	種類	(平成21年11月19日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	S&P 500	2,193,663,327	-	2,301,237,686	107,574,359
	S&P 60	283,273,003	-	292,208,665	8,935,662
	STX50 INDEX	854,705,881	-	885,718,326	31,012,445
	FTSE 100 IDX	471,286,439	-	494,573,305	23,286,866
	FSMI INDEX	139,226,708	-	140,403,172	1,176,464
	SPI 200	259,675,215	-	265,444,344	5,769,129
	合計	4,201,830,573	-	4,379,585,498	177,754,925

(注) 1. 時価の算定方法

- 1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
 原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 2) 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。
 - 3) 契約額等および時価の邦貨換算は計算日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(2) 通貨関連

(平成21年11月19日現在)
 該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式）

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

平成21年11月19日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	12,400	41.67	516,708.00	
		ANADARKO PETROLEUM CORP	51,035	63.34	3,232,556.90	
		APACHE CORP	34,256	99.75	3,417,036.00	
		ARCH COAL	16,323	23.56	384,569.88	
		BAKER HUGHES	31,729	42.21	1,339,281.09	
		BJ SERVICES CO	30,268	19.32	584,777.76	
		CABOT OIL & GAS CORP	10,400	39.99	415,896.00	
		CAMERON INTERNATIONAL CORP	22,242	40.59	902,802.78	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	60,818	24.08	1,464,497.44	
		CHEVRON CORPORATION	205,020	78.92	16,180,178.40	
		CIMAREX ENERGY CO	8,418	47.92	403,390.56	
		CONOCOPHILLIPS	144,000	53.58	7,715,520.00	
		CONSOL ENERGY INC	18,433	49.52	912,802.16	
		DENBURY RESOURCES	25,034	13.48	337,458.32	
		DEVON ENERGY CORPORATION	43,152	71.66	3,092,272.32	
		DIAMOND OFFSHORE DRILL.	7,201	103.18	742,999.18	
		EL PASO CORPORATION	72,705	9.93	721,960.65	
		ENSCO INTERNATIONAL INC	14,724	47.19	694,825.56	
		EOG RESOURCES INC	25,648	88.74	2,276,003.52	
		EXXON MOBIL CORPORATION	499,151	75.27	37,571,095.77	
		FMC TECHNOLOGIES INC	12,812	56.95	729,643.40	
		HALLIBURTON CO	91,772	31.69	2,908,254.68	
		HELMERICH & PAYNE	10,600	38.18	404,708.00	
		HESS CORP	30,117	58.78	1,770,277.26	
		KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	7,606	49.06	373,150.36	
		MARATHON OIL CORP	72,378	34.70	2,511,516.60	
		MURPHY OIL CORP	18,500	59.66	1,103,710.00	
		NABORS INDUSTRIES INC	29,376	22.25	653,616.00	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	42,820	45.59	1,952,163.80	
		NEWFIELD EXPLORATION CO	13,786	43.95	605,894.70	
		NOBLE CORP	27,105	44.16	1,196,956.80	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	NOBLE ENERGY INC	17,683	65.80	1,163,541.40	
		OCCIDENTAL PETROLEUM	82,931	83.21	6,900,688.51	
		PATTERSON-UTI ENERGY INC	15,465	15.99	247,285.35	
		PEABODY ENERGY CORP	27,327	46.72	1,276,717.44	
		PETROHAWK ENERGY CORP	31,200	21.80	680,160.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	11,504	42.76	491,911.04	
		PLAINS EXPLORATION & PRODUCT	14,200	27.93	396,606.00	
		PRIDE INTERNATIONAL	17,980	32.94	592,261.20	
		RANGE RESOURCES CORP	16,238	47.40	769,681.20	
		ROWAN COMPANIES INC	11,357	26.89	305,389.73	
		SCHLUMBERGER LTD	122,373	66.71	8,163,502.83	
		SMITH INTERNATIONAL INC	22,696	27.58	625,955.68	
		SOUTHWESTERN ENERGY CO	35,150	42.14	1,481,221.00	
		SPECTRA ENERGY CORP	65,948	19.25	1,269,499.00	
		SUNOCO INC	11,825	26.28	310,761.00	
		TRANSOCEAN LTD	32,820	87.29	2,864,857.80	
		ULTRA PETROLEUM CORP	15,690	47.09	738,842.10	
		VALERO ENERGY CORP	56,956	16.82	957,999.92	
		WEATHERFORD INTL LTD	71,422	18.58	1,327,020.76	
		WILLIAMS COS	59,340	20.39	1,209,942.60	
		XTO ENERGY INC	56,360	42.82	2,413,335.20	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS	21,430	83.81	1,796,048.30	
		AIRGAS INC	7,400	47.30	350,020.00	
		ALCOA INC	99,697	13.76	1,371,830.72	
		ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	8,918	34.64	308,919.52	
		BALL CORP	9,263	51.05	472,876.15	
		CELANESE CORP	14,500	29.40	426,300.00	
		CF INDUSTRIES HOLDINGS	4,800	86.29	414,192.00	
		CLIFFS NATURAL RESOURCES	13,000	43.04	559,520.00	
		CROWN HOLDINGS INC	16,100	26.07	419,727.00	
		DOW CHEMICAL CO	110,039	28.86	3,175,725.54	
		DU PONT (E. I.) DE NEMOURS	92,429	35.25	3,258,122.25	
		EASTMAN CHEMICAL CO	7,300	59.58	434,934.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	ECOLAB INC	24,209	45.96	1,112,645.64	
		FMC CORP	7,000	56.99	398,930.00	
		FREEMPORT MCMORAN COPPER B	42,147	84.69	3,569,429.43	
		INT'L FLAVORS FRAGRANCES	8,046	41.33	332,541.18	
		INT'L PAPER CO	42,035	25.54	1,073,573.90	
		LUBRIZOL CORP	7,000	75.93	531,510.00	
		MARTIN MARIETTA MATRLS	4,287	87.52	375,198.24	
		MEADWESTVACO CORP	17,264	26.72	461,294.08	
		MONSANTO CO	55,782	79.98	4,461,444.36	
		MOSAIC CO/THE	16,116	54.44	877,355.04	
		NEWMONT MINING CORPHOLDING CO	48,994	52.70	2,581,983.80	
		NUCOR CORP	32,152	41.92	1,347,811.84	
		OWENS-ILLINOIS INC	17,433	32.97	574,766.01	
		PACTIV CORPORATION	13,342	23.52	313,803.84	
		PPG INDUSTRIES	16,796	60.51	1,016,325.96	
		PRAXAIR	31,435	83.88	2,636,767.80	
		SEALED AIR CORP	15,945	22.46	358,124.70	
		SIGMA-ALDRICH	12,664	55.01	696,646.64	
		UNITED STATES STEEL CORP	14,844	42.73	634,284.12	
		VULCAN MATERIALS CO	12,612	50.24	633,626.88	
		WEYERHAEUSER CO	21,889	39.42	862,864.38	
		3M CO	67,377	77.80	5,241,930.60	
		AGCO CORP	9,300	30.60	284,580.00	
		AMETEK INC	10,800	37.02	399,816.00	
		BOEING CO	70,569	52.02	3,670,999.38	
		CATERPILLAR	61,543	59.41	3,656,269.63	
		COOPER INDUSTRIES PLC-CL A	16,988	43.76	743,394.88	
		CUMMINS ENGINE CO	19,860	48.14	956,060.40	
		DANAHER CORP	27,708	72.29	2,003,011.32	
		DEERE & CO	43,244	51.46	2,225,336.24	
		DOVER CORP	19,024	42.44	807,378.56	
		EATON CORP	16,074	63.84	1,026,164.16	
		EMERSON ELECTRIC CO	76,901	42.77	3,289,055.77	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	FASTENAL CO	13,896	37.88	526,380.48	
		FIRST SOLAR INC	4,726	124.67	589,190.42	
		FLOWSERVE CORP	5,800	104.27	604,766.00	
		FLUOR CORP (NEW)	18,602	45.38	844,158.76	
		FOSTER WHEELER AG	12,746	33.57	427,883.22	
		GENERAL DYNAMICS CORP	33,504	67.34	2,256,159.36	
		GENERAL ELECTRIC CO	1,083,208	16.09	17,428,816.72	
		GOODRICH CORPORATION	12,850	60.69	779,866.50	
		GRAINGER (WW)	6,308	98.25	619,761.00	
		HARSCO CORP	8,111	33.37	270,664.07	
		HONEYWELL INTERNATIONAL INC	72,247	39.22	2,833,527.34	
		ILLINOIS TOOL WORKS	43,372	50.60	2,194,623.20	
		INGERSOLL-RAND PLC	32,602	36.70	1,196,493.40	
		ITT CORPORATION	17,886	52.32	935,795.52	
		JACOBS ENGINEERING GROUP	12,797	38.04	486,797.88	
		JOY GLOBAL	10,583	56.00	592,648.00	
		KBR	16,200	19.80	320,760.00	
		L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	12,039	78.30	942,653.70	
		LOCKHEEDMARTIN CORPORATION	34,232	75.36	2,579,723.52	
		MASCO CORP	36,302	14.66	532,187.32	
		MCDERMOTT INTERNATIONAL	23,673	22.73	538,087.29	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	31,464	55.52	1,746,881.28	
		PACCAR INC	35,276	39.46	1,391,990.96	
		PALL CORP	11,815	33.59	396,865.85	
		PARKER HANNIFIN CORP	16,640	55.81	928,678.40	
		PENTAIR INC	9,452	31.45	297,265.40	
		PRECISION CASTPARTS CORP	14,300	105.25	1,505,075.00	
		QUANTA SERVICES INC	19,900	20.28	403,572.00	
		RAYTHEON COMPANY	40,274	50.41	2,030,212.34	
		ROCKWELL AUTOMATION INC	14,669	45.52	667,732.88	
		ROCKWELL COLLINS	16,380	53.34	873,709.20	
		ROPER INDUSTRIES	9,152	53.63	490,821.76	
		SPX CORP	4,922	54.95	270,463.90	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	SUNPOWER CORP A	5,500	22.08	121,440.00	
		SUNPOWER CORP-CLASS B	4,300	19.09	82,087.00	
		TEXTRON	27,514	20.23	556,608.22	
		TYCO INTERNATIONAL LTD	48,379	37.08	1,793,893.32	
		UNITED TECHNOLOGIES CORP	91,546	68.81	6,299,280.26	
		URS CORP	8,400	45.22	379,848.00	
		AVERY DENNISON CORP	10,197	39.48	402,577.56	
		CINTAS CORP	13,859	28.56	395,813.04	
		DONNELLEY (RR) & SONS	20,731	21.40	443,643.40	
		DUN & BRADSTREET CORP	5,367	80.68	433,009.56	
		EQUIFAX INC	12,710	29.09	369,733.90	
		FTI CONSULTING INC	5,200	47.22	245,544.00	
		IHS INC-CLASS A	5,100	53.59	273,309.00	
		IRON MOUNTAIN	18,367	24.49	449,807.83	
		MANPOWER	7,933	50.30	399,029.90	
		PITNEY BOWES INC	21,405	24.56	525,706.80	
		REPUBLIC SERVICES INC	38,747	28.09	1,088,403.23	
		ROBERT HALF INTL INC	14,636	23.97	350,824.92	
		STERICYCLE INC	8,400	54.94	461,496.00	
		WASTE MANAGEMENT INC	47,830	32.79	1,568,345.70	
		BURLINGTON NTHN SANTA FE	34,699	98.05	3,402,236.95	
		CH ROBINSON WORLDWIDE	17,300	57.92	1,002,016.00	
		CSX CORP	40,087	50.00	2,004,350.00	
		DELTA AIR LINES INC	19,100	7.76	148,216.00	
		EXPEDITORS INTL WASH INC	22,029	32.96	726,075.84	
		FEDEX CORP	30,214	83.71	2,529,213.94	
		HUNT(JB)TRANSPRT SVCS INC	9,000	32.97	296,730.00	
		NORFOLK SOUTHERN CORP	37,546	51.62	1,938,124.52	
		SOUTHWEST AIRLINES CO	18,992	9.07	172,257.44	
		UNION PACIFIC CORP	51,614	65.94	3,403,427.16	
		UNITED PARCEL SERVICE -CL B	71,574	57.37	4,106,200.38	
		BORGWARNER INC	11,700	31.79	371,943.00	
		FORD MOTOR COMPANY	285,658	8.94	2,553,782.52	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	GOODYEAR TIRE & RUBBER	23,200	14.69	340,808.00	
		HARLEY-DAVIDSON	24,297	28.27	686,876.19	
		JOHNSON CONTROLS	61,658	27.83	1,715,942.14	
		BLACK & DECKER CORP	6,050	61.85	374,192.50	
		COACH INC	32,468	34.44	1,118,197.92	
		DR HORTON INC	28,752	12.37	355,662.24	
		FORTUNE BRANDS INC	15,536	39.69	616,623.84	
		GARMIN	12,481	32.48	405,382.88	
		HASBRO INC	12,736	29.96	381,570.56	
		LEGGETT & PLATT INC	15,050	20.07	302,053.50	
		MATTEL	36,652	20.55	753,198.60	
		MOHAWK INDUSTRIES INC	5,882	43.70	257,043.40	
		NEWELL RUBBERMAID	28,033	14.68	411,524.44	
		NIKE B	37,809	64.42	2,435,655.78	
		POLO RALPH LAUREN CORP A	5,810	79.46	461,662.60	
		PULTE CORP	34,585	10.04	347,233.40	
		STANLEY WORKS	7,180	49.84	357,851.20	
		TOLL BROTHERS INC	13,804	20.65	285,052.60	
		VF CORP	9,154	73.87	676,205.98	
		WHIRLPOOL CORP	7,665	73.38	562,457.70	
		APOLLO GROUP INC-CL A	13,892	56.23	781,147.16	
		BLOCK (H&R)	35,179	20.77	730,667.83	
		CARNIVAL CORP	44,840	32.75	1,468,510.00	
		DARDEN RESTAURANTS	13,539	32.52	440,288.28	
		DEVRY INC	6,500	54.47	354,055.00	
		INT'L GAME TECHNOLOGY	30,730	20.03	615,521.90	
		ITT EDUCATIONAL SERVICES INC	3,900	93.88	366,132.00	
		LAS VEGAS SANDS CORP	34,157	17.60	601,163.20	
		MARRIOTT INTERNATIONAL INC CL-A	31,373	26.99	846,757.27	
		MCDONALD'S CORP	112,859	63.98	7,220,718.82	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	13,979	23.80	332,700.20	
		STARBUCKS CORP	75,249	21.72	1,634,408.28	
		STARWOOD HOTELS & RESORTS WORLDWIDE INC	19,342	33.49	647,763.58	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	TIM HORTONS INC	18,554	30.01	556,805.54	
		WYNN RESORTS LTD	7,644	66.00	504,504.00	
		YUM! BRANDS INC	47,199	35.91	1,694,916.09	
		CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	25,599	26.06	667,109.94	
		CBS CORP CL B	61,191	13.73	840,152.43	
		COMCAST CORP CL-A SPECIAL	82,910	14.48	1,200,536.80	
		COMCAST CORP-CL A	200,574	15.14	3,036,690.36	
		DIRECTV GROUP INC/THE	51,573	31.03	1,600,310.19	
		DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	13,461	31.46	423,483.06	
		DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	14,161	27.69	392,118.09	
		DISH NETWORK CORP-A	20,951	19.91	417,134.41	
		DISNEY (WALT) CO	180,394	30.67	5,532,683.98	
		INTERPUBLIC GROUP OF COS	48,265	6.87	331,580.55	
		LIBERTY GLOBAL INC-A	13,789	21.46	295,911.94	
		LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	12,443	21.37	265,906.91	
		LIBERTY MEDIA CORP-ENT SER A	50,564	35.79	1,809,685.56	
		MCGRAW-HILL COS	32,152	31.91	1,025,970.32	
		NEWS CORP CLASS B	45,579	14.80	674,569.20	
		NEWS CORP INC CL A WHEN ISS	185,653	12.55	2,329,945.15	
		OMNICOM GROUP	31,835	36.96	1,176,621.60	
		SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	9,000	40.51	364,590.00	
		TIME WARNER CABLE	36,079	42.37	1,528,667.23	
		TIME WARNER INC	122,426	32.82	4,018,021.32	
		VIACOM INC CLSS B	56,119	30.79	1,727,904.01	
		VIRGIN MEDIA INC	28,147	16.62	467,803.14	
		WASHINGTON POST -CL B	620	430.79	267,089.80	
		ABERCROMBIE & FITCH CO	8,877	40.71	361,382.67	
		ADVANCE AUTO PARTS	9,635	40.96	394,649.60	
		AMAZON COM INC	35,174	131.29	4,617,994.46	
		AMERICAN EAGLE OUTF.	18,772	15.27	286,648.44	
		AUTONATION INC	11,600	18.47	214,252.00	
		AUTOZONE INC	3,382	145.86	493,298.52	
		BED BATH & BEYOND INC	27,030	37.39	1,010,651.70	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	BEST BUY COMPANY INC	36,166	42.48	1,536,331.68	
		CARMAX INC	22,218	20.58	457,246.44	
		DOLLAR TREE INC	9,100	49.35	449,085.00	
		EXPEDIA INC	19,882	25.40	505,002.80	
		FAMILY DOLLAR STORES	13,400	30.54	409,236.00	
		GAMESTOP CORP A	15,800	24.09	380,622.00	
		GAP	49,833	22.30	1,111,275.90	
		GENUINE PARTS CO	16,555	36.83	609,720.65	
		HOME DEPOT	173,497	27.29	4,734,733.13	
		J.C. PENNEY CO INC (HLDG CO)	21,930	29.15	639,259.50	
		KOHL'S CORP	29,646	54.70	1,621,636.20	
		LIBERTY MEDIA-INTERACTIVE A	58,760	11.04	648,710.40	
		LIMITED BRANDS INC	27,527	18.27	502,918.29	
		LOWE'S COMPANIES	150,813	21.59	3,256,052.67	
		MACY'S INC	43,586	17.67	770,164.62	
		NORDSTROM INC	16,800	34.87	585,816.00	
		O'REILLY AUTOMOTIVE INC	14,100	39.45	556,245.00	
		PETSMART INC	12,665	26.30	333,089.50	
		PRICELINE.COM INC	4,000	209.68	838,720.00	
		ROSS STORES INC	13,137	46.07	605,221.59	
		SEARS HOLDINGS CORP	5,592	75.77	423,705.84	
		SHERWIN-WILLIAMS CO	10,285	60.54	622,653.90	
		STAPLES	73,171	22.96	1,680,006.16	
		TARGET CORP	73,101	47.87	3,499,344.87	
		TIFFANY & CO	12,884	42.25	544,349.00	
		TJX COMPANIES INC	42,300	39.14	1,655,622.00	
		URBAN OUTFITTERS INC	12,700	33.08	420,116.00	
		COSTCO WHOLESALE CORP	44,436	60.77	2,700,375.72	
		CVS CAREMARK CORPORATION	148,976	30.69	4,572,073.44	
		KROGER CO	63,428	22.73	1,441,718.44	
		SAFEWAY INC	43,544	22.74	990,190.56	
		SUPERVALU INC	21,353	15.53	331,612.09	
		SYSCO CORP	60,345	27.32	1,648,625.40	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	WAL-MART STORES	240,148	54.15	13,004,014.20	
		WALGREEN CO	101,396	39.06	3,960,527.76	
		WHOLE FOODS MARKET INC	14,177	26.21	371,579.17	
		ALTRIA GROUP INC	211,460	19.30	4,081,178.00	
		ARCHER-DANIELS-MIDLAND	59,081	31.92	1,885,865.52	
		BROWN FORMAN B	8,017	50.97	408,626.49	
		BUNGE LIMITED	13,583	62.60	850,295.80	
		CAMPBELL SOUP CO (US)	21,935	33.77	740,744.95	
		COCA-COLA CO	213,151	56.58	12,060,083.58	
		COCA-COLA ENTERPRISES	30,300	20.62	624,786.00	
		CONAGRA FOODS INC	45,712	22.35	1,021,663.20	
		CONSTELLATION BRANDS INC-A	19,928	17.23	343,359.44	
		DEAN FOODS CO	18,220	15.96	290,791.20	
		DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	25,925	27.74	719,159.50	
		GENERAL MILLS	33,635	67.49	2,270,026.15	
		HANSEN NATURAL CORP	7,900	34.98	276,342.00	
		HEINZ (H.J) CO	32,191	42.48	1,367,473.68	
		HORMEL FOODS CORP	7,400	38.51	284,974.00	
		JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	12,300	53.67	660,141.00	
		KELLOGG CO	27,400	53.34	1,461,516.00	
		KRAFT FOODS INC-A	148,488	27.26	4,047,782.88	
		LORILLARD INC	17,213	79.19	1,363,097.47	
		MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	11,870	35.96	426,845.20	
		MOLSON COORS BREWING CO -B	15,700	46.03	722,671.00	
		PEPSI BOTTLING GROUP INC	15,500	37.89	587,295.00	
		PEPSIAMERICAS INC	6,300	29.57	186,291.00	
		PEPSICO INC USD COM	159,223	62.30	9,919,592.90	
		PHILIP MORRIS INTERNATIONAL-W/I	200,660	50.52	10,137,343.20	
		RALCORP HOLDINGS INC	5,700	54.36	309,852.00	
		REYNOLDS AMERICAN INC	18,100	51.17	926,177.00	
		SARA LEE CORP	68,491	12.38	847,918.58	
		THE HERSHEY COMPANY	16,118	37.63	606,520.34	
		TYSON FOODS INC-CL A	29,448	13.09	385,474.32	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	AVON PRODUCTS	43,685	35.30	1,542,080.50	
		CHURCH&DWIGHT CO INC	7,100	59.51	422,521.00	
		CLOROX CO	14,178	60.70	860,604.60	
		COLGATE-PALMOLIVE CO	51,100	85.87	4,387,957.00	
		ENERGIZER HOLDINGS INC	6,530	58.41	381,417.30	
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	11,733	48.15	564,943.95	
		KIMBERLY-CLARK CORP	42,385	65.13	2,760,535.05	
		PROCTER & GAMBLE CO	298,146	62.41	18,607,291.86	
		AETNA INC NEW	45,733	29.21	1,335,860.93	
		AMERISOURCEBERGEN CORP	30,806	24.47	753,822.82	
		BARD (C.R.) INC	10,287	81.95	843,019.65	
		BAXTER INTERNATIONAL	61,886	55.68	3,445,812.48	
		BECKMAN COULTER INC	7,083	66.72	472,577.76	
		BECTON DICKINSON & CO	24,471	73.57	1,800,331.47	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	154,115	8.39	1,293,024.85	
		CARDINAL HEALTH INC	36,850	31.59	1,164,091.50	
		CAREFUSION CORP	18,125	25.54	462,912.50	
		CERNER CORP	7,100	77.40	549,540.00	
		CIGNA CORP	27,899	30.18	841,991.82	
		COVENTRY HEALTH CARE INC	14,943	23.05	344,436.15	
		COVIDIEN PLC	51,579	44.88	2,314,865.52	
		DAVITA INC	10,745	58.53	628,904.85	
		DENTSPLY INTERNATIONAL INC	14,622	33.74	493,346.28	
		EDWARDS LIFESCIENCES CORP	5,800	81.80	474,440.00	
		EXPRESS SCRIPTS INC	26,395	86.13	2,273,401.35	
		HENRY SCHEIN INC	9,100	52.19	474,929.00	
		HOLOGIC INC	25,826	15.37	396,945.62	
		HOSPIRA INC	16,641	47.68	793,442.88	
		HUMANA	17,600	40.95	720,720.00	
		IMS HEALTH INC	18,353	21.46	393,855.38	
		INTUITIVE SURGICAL	3,900	279.63	1,090,557.00	
		LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	11,202	74.05	829,508.10	
		MCKESSON CORP	27,805	63.69	1,770,900.45	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	49,308	61.98	3,056,109.84	
		MEDTRONIC INC	114,464	39.71	4,545,365.44	
		OMNICARE INC	11,900	24.24	288,456.00	
		PATTERSON COS INC	9,219	26.32	242,644.08	
		QUEST DIAGNOSTICS INC	16,074	58.48	940,007.52	
		ST JUDE MEDICAL INC	35,470	35.06	1,243,578.20	
		STRYKER CORP	30,464	49.23	1,499,742.72	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	121,714	28.87	3,513,883.18	
		VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	13,039	46.40	605,009.60	
		WELLPOINT INC	49,596	52.41	2,599,326.36	
		ZIMMER HOLDINGS INC	21,996	58.03	1,276,427.88	
		ABBOTT LABORATORIES	158,101	53.18	8,407,811.18	
		ALLERGAN INC	31,100	60.04	1,867,244.00	
		AMGEN INC	103,578	56.14	5,814,868.92	
		BIOGEN IDEC INC	29,486	46.16	1,361,073.76	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	202,641	24.52	4,968,757.32	
		CELGENE CORP	47,075	55.27	2,601,835.25	
		CEPHALON	7,464	60.23	449,556.72	
		CHARLES RIVER LABS INTL	6,693	32.33	216,384.69	
		COVANCE	6,409	52.99	339,612.91	
		FOREST LABORATORIES INC	31,300	29.14	912,082.00	
		GENZYME CORP - GENL DIVISION	27,574	49.77	1,372,357.98	
		GILEAD SCIENCES INC	92,717	46.78	4,337,301.26	
		ILLUMINA INC	12,800	29.18	373,504.00	
		JOHNSON & JOHNSON	281,848	62.32	17,564,767.36	
		LIFE TECHNOLOGIES CORP	18,097	50.28	909,917.16	
		LILLY (ELI) & CO	105,738	36.21	3,828,772.98	
		MERCK & CO. INC.	315,795	35.14	11,097,036.30	
		MILLIPORE CORP	5,622	67.76	380,946.72	
		MYLAN INC	31,600	17.65	557,740.00	
		MYRIAD GENETICS INC	9,600	22.96	220,416.00	
		PERRIGO CO	7,900	39.32	310,628.00	
		PFIZER	824,899	18.19	15,004,912.81	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	PHARMACEUTICAL PRODUCT DEVELOPMENT INC	10,700	21.04	225,128.00	
		THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	42,806	46.48	1,989,622.88	
		VERTEX PHARMACEUTICALS	17,945	39.51	709,006.95	
		WARNER CHILCOTT PLC-CLASS A	10,100	24.05	242,905.00	
		WATERS CORPORATION	9,837	59.97	589,924.89	
		WATSON PHARMACEUTICALS INC	10,100	35.87	362,287.00	
		BB&T CORPORATION	69,684	25.09	1,748,371.56	
		COMERICA	15,220	29.13	443,358.60	
		FIFTH THIRD BANCORP	78,337	10.16	795,903.92	
		HUDSON CITY BANCORP INC	48,617	13.63	662,649.71	
		KEYCORP	80,792	5.94	479,904.48	
		M & T BANK CORP	7,657	64.87	496,709.59	
		MARSHALL & ILSLEY CORP	34,689	5.58	193,564.62	
		NEW YORK COMMUNITY BANCORP	33,063	11.71	387,167.73	
		PEOPLE'S UNITED FINANCIAL IN	36,157	16.71	604,183.47	
		PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	45,576	55.96	2,550,432.96	
		REGIONS FINANCIAL CORP	113,563	5.39	612,104.57	
		SUNTRUST BANKS	47,497	21.94	1,042,084.18	
		TFS FINANCIAL CORP	9,500	11.08	105,260.00	
		US BANCORP COM	194,075	23.61	4,582,110.75	
		WELLS FARGO COMPANY	447,543	28.86	12,916,090.98	
		AMERICAN EXPRESS	107,525	41.57	4,469,814.25	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	26,408	38.46	1,015,651.68	
		BANK OF AMERICA CORP	884,045	16.35	14,454,135.75	
		BANK OF NEW YORK MELLON CORP	122,264	26.76	3,271,784.64	
		BLACKROCK INC	2,200	235.80	518,760.00	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	46,240	40.45	1,870,408.00	
		CITIGROUP INC	1,638,322	4.29	7,028,401.38	
		CME GROUP INC	6,148	324.11	1,992,628.28	
		DISCOVER FINANCIAL SERVICES	54,910	15.99	878,010.90	
		EATON VANCE CORP	11,200	30.27	339,024.00	
		FRANKLIN RESOURCES INC	16,608	115.64	1,920,549.12	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	48,965	176.90	8,661,908.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	6,456	109.40	706,286.40	
		INVESCO LTD	42,042	23.26	977,896.92	
		JEFFERIES GROUP INC (NEW)	10,300	27.88	287,164.00	
		JPMORGAN CHASE & CO	384,502	43.38	16,679,696.76	
		LEGG MASON INC	14,723	30.20	444,634.60	
		LEUCADIA NATIONAL CORP	19,796	22.70	449,369.20	
		MOODY'S CORPORATION	20,162	23.68	477,436.16	
		MORGAN STANLEY	120,467	33.33	4,015,165.11	
		NORTHERN TRUST CORP	22,022	48.68	1,072,030.96	
		NYSE EURONEXT	26,933	26.27	707,529.91	
		SCHWAB (CHARLES) CORP	100,765	18.73	1,887,328.45	
		SEI INVESTMENTS CO	13,500	17.93	242,055.00	
		SLM CORP	47,098	11.51	542,097.98	
		STATE STREET CORP	49,676	42.73	2,122,655.48	
		T ROWE PRICE GROUP INC	26,096	50.18	1,309,497.28	
		TD AMERITRADE HOLDING CO	26,900	21.26	571,894.00	
		THE NASDAQ OMX GROUP	14,300	19.21	274,703.00	
		ACE LTD	34,408	50.97	1,753,775.76	
		AFLAC	47,794	44.94	2,147,862.36	
		ALLSTATE CORP	52,078	29.21	1,521,198.38	
		AMERICAN INT'L GROUP	12,530	36.16	453,084.80	
		AON CORP	25,485	40.04	1,020,419.40	
		ARCH CAPITAL GROUP LTD	4,300	71.01	305,343.00	
		ASSURANT	11,900	31.29	372,351.00	
		AXIS CAPITAL HOLDINGS	13,676	29.32	400,980.32	
		BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,140	3,452.00	3,935,280.00	
		CHUBB CORP	36,023	50.75	1,828,167.25	
		CINCINNATI FINANCIAL CORP	15,538	25.79	400,725.02	
		EVEREST RE GROUP LTD	6,355	88.25	560,828.75	
		FIDELITY NATIONAL FINANCIAL INC-CL A	22,480	13.90	312,472.00	
		FIRST AMERICAN CORP	8,000	33.12	264,960.00	
		HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	33,717	25.97	875,630.49	
		LINCOLN NATIONAL CORP	30,663	24.78	759,829.14	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	LOEWS CORP	35,566	36.21	1,287,844.86	
		MARSH & MCLENNAN COS	53,428	23.40	1,250,215.20	
		METLIFE INC	83,698	34.93	2,923,571.14	
		OLD REPUBLIC INTL CORP	24,630	11.05	272,161.50	
		PARTNERRE LTD	5,915	77.57	458,826.55	
		PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	32,190	27.01	869,451.90	
		PROGRESSIVE CORP	66,157	17.05	1,127,976.85	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	46,682	50.34	2,349,971.88	
		RENAISSANCERE HOLDING LTD	6,271	54.31	340,578.01	
		TORCHMARK CORP	8,374	43.71	366,027.54	
		TRAVELERS COS INC/THE	59,908	53.15	3,184,110.20	
		UNUM GROUP	34,329	19.55	671,131.95	
		VALIDUS HOLDINGS LTD	10,000	25.64	256,400.00	
		WHITE MOUNTAINS INSURANCE GROUP	800	316.00	252,800.00	
		WILLIS GROUP HOLDING LTD	17,382	27.90	484,957.80	
		WR BERKLEY CORP	14,530	24.65	358,164.50	
		XL CAPITAL LTD - CLASS A	35,500	17.85	633,675.00	
		ACCENTURE PLC-CL A	62,736	40.00	2,509,440.00	
		ACTIVISION BLIZZARD INC	60,068	11.87	713,007.16	
		ADOBE SYSTEMS	53,613	36.59	1,961,699.67	
		AFFILIATED COMPUTER SVCS-A	9,202	55.71	512,643.42	
		AKAMAI TECHNOLOGIES	17,444	24.51	427,552.44	
		ALLIANCE DATA SYSTEMS	5,900	61.20	361,080.00	
		AUTODESK INC	23,204	24.20	561,536.80	
		AUTOMATIC DATA PROCESS	51,301	43.81	2,247,496.81	
		BMC SOFTWARE	18,905	39.02	737,673.10	
		CA INC	42,461	22.32	947,729.52	
		CITRIX SYSTEMS INC	18,746	39.07	732,406.22	
		COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	29,930	45.56	1,363,610.80	
		COMPUTER SCIENCES CORP	15,720	54.99	864,442.80	
		DST SYSTEMS INC	4,109	43.57	179,029.13	
		EBAY INC	111,912	23.19	2,595,239.28	
		ELECTRONIC ARTS	33,517	17.67	592,245.39	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	FIDELITY NATIONAL INFORMATION	31,523	23.47	739,844.81	
		FISERV INC	16,142	48.68	785,792.56	
		GOOGLE INC-CL A	24,622	576.65	14,198,276.30	
		INTUIT INC	31,205	30.34	946,759.70	
		LENDER PROCESSING SERVICES INC	9,600	41.50	398,400.00	
		MASTERCARD INC-CLASS A	9,021	227.28	2,050,292.88	
		MCAFFEE INC	16,100	41.63	670,243.00	
		MICROSOFT CORP	819,344	30.11	24,670,447.84	
		NUANCE COMMUNICATIONS INC	20,000	13.91	278,200.00	
		ORACLE CORP	407,794	22.80	9,297,703.20	
		PAYCHEX INC	33,183	31.31	1,038,959.73	
		RED HAT INC	19,600	28.36	555,856.00	
		SAIC INC	20,900	18.28	382,052.00	
		SALESFORCE.COM	11,500	63.61	731,515.00	
		SYMANTEC CORP	84,000	17.97	1,509,480.00	
		SYNOPSIS INC	14,572	23.06	336,030.32	
		TOTAL SYSTEM SERVICES INC	16,864	17.40	293,433.60	
		VERISIGN INC	19,450	22.66	440,737.00	
		VISA INC-CLASS A SHARES	45,900	80.39	3,689,901.00	
		VMWARE INC-CLASS A	5,400	42.98	232,092.00	
		WESTERN UNION	71,694	19.67	1,410,220.98	
		YAHOO! INC	135,660	15.98	2,167,846.80	
		AGILENT TECHNOLOGIES INC	35,749	29.46	1,053,165.54	
		AMPHENOL CORP-CL A	17,749	43.11	765,159.39	
		APPLE INC	91,232	205.96	18,790,142.72	
		ARROW ELECTRONICS	12,046	27.50	331,265.00	
		AVNET	15,223	28.09	427,614.07	
		CISCO SYSTEMS	589,986	24.00	14,159,664.00	
		CORNING	158,976	16.85	2,678,745.60	
		DELL INC	179,629	16.07	2,886,638.03	
		DOLBY LABORATORIES INC-CL A	5,300	43.15	228,695.00	
		EMC CORP	205,883	17.38	3,578,246.54	
		FLEXTRONICS INTL LTD	84,022	7.35	617,561.70	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	FLIR SYSTEMS INC	15,500	30.34	470,270.00	
		HARRIS CORP	13,900	44.55	619,245.00	
		HEWLETT-PACKARD CO	244,587	50.48	12,346,751.76	
		IBM CORP	135,188	128.15	17,324,342.20	
		JUNIPER NETWORKS INC	53,519	25.60	1,370,086.40	
		MOTOROLA	234,487	8.67	2,033,002.29	
		NETAPP INC	34,464	29.62	1,020,823.68	
		QUALCOMM	169,312	45.49	7,702,002.88	
		SANDISK CORP	22,901	21.16	484,585.16	
		SEAGATE TECHNOLOGY	50,948	16.47	839,113.56	
		SUN MICROSYSTEMS INC	77,554	8.68	673,168.72	
		TERADATA CORP	17,900	29.96	536,284.00	
		TYCO ELECTRONICS LTD	46,879	24.39	1,143,378.81	
		WESTERN DIGITAL	23,141	38.45	889,771.45	
		XEROX CORP	89,620	7.94	711,582.80	
		AMERICAN TOWER CORP-CL A	40,670	40.94	1,665,029.80	
		AT & T INC	603,540	26.31	15,879,137.40	
		CENTURYTEL INC	30,316	34.65	1,050,449.40	
		CROWN CASTLE INTL CORP	29,741	37.35	1,110,826.35	
		LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	164,095	1.22	200,195.90	
		METROPCS COMMUNICATIONS	24,800	6.16	152,768.00	
		NII HOLDINGS INC	17,163	29.22	501,502.86	
		QWEST COMMUNICATIONS INTL	160,520	3.72	597,134.40	
		SBA COMMUNICATIONS CORP-CL A	10,600	32.03	339,518.00	
		SPRINT NEXTEL CORP	286,061	3.95	1,129,940.95	
		TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	5,228	31.61	165,257.08	
		VERIZON COMMUNICATIONS	290,542	30.66	8,908,017.72	
		WINDSTREAM CORP	44,000	10.02	440,880.00	
		AES CORPORATION	68,216	13.29	906,590.64	
		ALLEGHENY ENERGY INC	17,100	22.60	386,460.00	
		ALLIANT ENERGY CORP	11,138	27.70	308,522.60	
		AMEREN CORPORATION	24,175	25.88	625,649.00	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	48,766	31.66	1,543,931.56	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	AQUA AMERICA	13,670	16.41	224,324.70	
		CALPINE CORP	34,600	10.97	379,562.00	
		CENTERPOINT ENERGY INC	36,986	12.85	475,270.10	
		CONSOLIDATED EDISON INC	28,048	42.13	1,181,662.24	
		CONSTELLATION ENERGY GROUP	18,630	31.53	587,403.90	
		DOMINION RESOURCES INC	60,366	37.04	2,235,956.64	
		DTE ENERGY	16,984	40.27	683,945.68	
		DUKE ENERGY CORP	131,652	16.16	2,127,496.32	
		EDISON INTERNATIONAL	31,704	33.40	1,058,913.60	
		ENERGEN CORP	6,900	44.37	306,153.00	
		ENERGY CORP	20,011	78.72	1,575,265.92	
		EQT CORPORATION	12,543	41.73	523,419.39	
		EXELON CORP	67,409	46.88	3,160,133.92	
		FIRSTENERGY CORP	31,133	42.68	1,328,756.44	
		FPL GROUP	39,933	51.58	2,059,744.14	
		INTEGRYS ENERGY GROUP INC	7,700	38.63	297,451.00	
		MDU RESOURCES GROUP	17,600	22.33	393,008.00	
		MIRANT CORP	14,501	14.57	211,279.57	
		NISOURCE INC	27,695	13.99	387,453.05	
		NORTHEAST UTILITIES	18,200	23.97	436,254.00	
		NRG ENERGY	27,500	24.35	669,625.00	
		NSTAR	10,800	32.55	351,540.00	
		ONEOK INC	10,100	39.73	401,273.00	
		PEPCO HOLDINGS INC	22,169	15.65	346,944.85	
		PG&E CORP	37,671	41.86	1,576,908.06	
		PINNACLE WEST CAPITAL	10,150	34.40	349,160.00	
		PPL CORPORATION	38,425	30.25	1,162,356.25	
		PROGRESS ENERGY INC	28,570	38.33	1,095,088.10	
		PUBLIC SV ENTERPRISE CO	51,742	31.35	1,622,111.70	
		QUESTAR CORP	17,773	41.49	737,401.77	
		SCANA CORP	11,691	34.84	407,314.44	
		SEMPRA ENERGY	23,697	52.77	1,250,490.69	
		SOUTHERN CO	79,988	31.72	2,537,219.36	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	WISCONSIN ENERGY CORP	12,165	44.76	544,505.40	
		XCEL ENERGY INC	46,653	19.98	932,126.94	
		ADVANCED MICRO DEVICES	57,140	7.32	418,264.80	
		ALTERA CORPORATION	30,438	21.05	640,719.90	
		ANALOG DEVICES	30,221	28.30	855,254.30	
		APPLIED MATERIALS	135,938	12.86	1,748,162.68	
		BROADCOM CORP-CL A	43,983	30.04	1,321,249.32	
		INTEL CORP	571,274	20.12	11,494,032.88	
		KLA-TENCOR CORPORATION	17,584	33.22	584,140.48	
		LAM RESEARCH CORP	12,713	35.64	453,091.32	
		LINEAR TECHNOLOGY CORP	23,082	27.40	632,446.80	
		LSI CORP	65,418	5.70	372,882.60	
		MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	54,433	16.09	875,826.97	
		MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	31,600	18.23	576,068.00	
		MEMC ELECTRONIC MATRLS	22,580	13.08	295,346.40	
		MICROCHIP TECHNOLOGY INC	18,930	26.77	506,756.10	
		MICRON TECHNOLOGY	86,851	7.48	649,645.48	
		NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	23,134	14.38	332,666.92	
		NVIDIA CORP	56,614	13.52	765,421.28	
		TEXAS INSTRUMENTS	130,231	25.75	3,353,448.25	
		XILINX INC	28,431	23.21	659,883.51	
	計	銘柄数 :	580		1,045,895,731.53	
					(93,388,029,868)	
		組入時価比率 :	50.9%		53.0%	
	カナダドル	CAMECO CORP	40,654	31.89	1,296,456.06	
		CANADIAN NAT RESOURCES	55,410	71.98	3,988,411.80	
		CRESCENT POINT ENERGY CORP	14,700	39.30	577,710.00	
		ENBRIDGE INC	36,363	44.40	1,614,517.20	
		ENCANA CORP	75,622	57.85	4,374,732.70	
		ENSIGN ENERGY SERVICES	13,100	14.30	187,330.00	
		HUSKY ENERGY INC	26,400	28.75	759,000.00	
		IMPERIAL OIL	30,850	41.30	1,274,105.00	
		NEXEN INC	48,600	26.97	1,310,742.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	NIKO RESOURCES	4,525	87.59	396,344.75	
		PETROBAKKEN ENERGY LTD-A	7,000	31.29	219,030.00	
		PROGRESS ENERGY RESOURCES CO	16,000	13.56	216,960.00	
		SUNCOR ENERGY	159,309	38.56	6,142,955.04	
		TALISMAN ENERGY	104,220	18.81	1,960,378.20	
		TRANSCANADA CORP	68,464	32.66	2,236,034.24	
		TRICAN WELL SERVICE	12,650	12.78	161,667.00	
		AGNICO-EAGLE MINES	16,150	64.05	1,034,407.50	
		AGRIUM	16,220	60.03	973,686.60	
		BARRICK GOLD CORP	99,073	46.10	4,567,265.30	
		ELDORADO GOLD CORP	38,200	14.28	545,496.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS	7,900	75.94	599,926.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	11,200	30.28	339,136.00	
		GERDAU AMERISTEEL CORP	18,300	8.73	159,759.00	
		GOLDCORP INC	74,662	46.36	3,461,330.32	
		IAMGOLD CORP	35,000	19.60	686,000.00	
		INMET MINING CORP	5,200	68.42	355,784.00	
		IVANHOE MINES LTD	24,750	13.33	329,917.50	
		KINROSS GOLD CORP	72,007	20.23	1,456,701.61	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	8,350	26.75	223,362.50	
		POTASH CORP SASKATCHEWAN	30,200	120.00	3,624,000.00	
		SHERRITT INTERNATIONAL CORP	29,500	6.95	205,025.00	
		SILVER WHEATON CORP	32,800	16.69	547,432.00	
		SINO-FOREST CORPORATION	22,400	18.68	418,432.00	
		TECK RESOURCES LTD	50,325	36.79	1,851,456.75	
		YAMANA GOLD	75,953	13.89	1,054,987.17	
		BOMBARDIER B	148,952	4.98	741,780.96	
		CAE	25,750	8.91	229,432.50	
		FINNING INTERNATIONAL INC	17,200	16.08	276,576.00	
		SNC-LAVALIN GROUP INC	15,688	51.25	804,010.00	
		RITCHIE BROS. AUCTIONEER	10,900	25.89	282,201.00	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	47,942	57.78	2,770,088.76	
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	17,450	52.76	920,662.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	MAGNA INTERNATIONAL A	10,700	53.85	576,195.00	
		GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,600	19.55	226,780.00	
		ASTRAL MEDIA	4,846	31.46	152,455.16	
		GROUPE AEROPLAN INC	20,200	10.29	207,858.00	
		SHAW COMMUNICATIONS INC-B	35,940	19.96	717,362.40	
		THOMSON REUTERS CORP	38,650	33.44	1,292,456.00	
		CANADIAN TIRE CORP A	7,892	55.70	439,584.40	
		ALIMENTATION COUCHE-T. B	12,817	19.25	246,727.25	
		EMPIRE CO A	3,200	45.37	145,184.00	
		LOBLAW COMPANIES LTD	11,100	32.69	362,859.00	
		METRO A	12,000	36.90	442,800.00	
		SHOPPERS DRUG MART CORP	21,435	43.43	930,922.05	
		WESTON (GEORGE)	5,239	59.85	313,554.15	
		SAPUTO INC	14,656	30.16	442,024.96	
		VITERRA INC	32,700	10.98	359,046.00	
		BIOVAIL CORPORATION	14,350	14.90	213,815.00	
		BANK MONTREAL	55,727	53.64	2,989,196.28	
		BANK NOVA SCOTIA	101,451	49.19	4,990,374.69	
		CANADIAN IMPERIAL BANK	39,022	68.24	2,662,861.28	
		NATIONAL BANK OF CANADA	16,629	61.95	1,030,166.55	
		ROYAL BANK OF CANADA	143,701	58.00	8,334,658.00	
		TORONTO-DOMINION BANK	87,111	68.29	5,948,810.19	
		CI FINANCIAL CORP	16,326	19.91	325,050.66	
		IGM FINANCIAL INC	11,950	40.98	489,711.00	
		ONEX CORPORATION	9,885	23.40	231,309.00	
		TMX GROUP INC	7,354	29.10	214,001.40	
		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS	2,038	383.12	780,798.56	
		GREAT-WEST LIFE CO INC	29,321	24.09	706,342.89	
		INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANCE	8,100	28.97	234,657.00	
		INTACT FINANCIAL CORP	8,500	35.85	304,725.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	164,696	20.18	3,323,565.28	
		POWER CORP OF CANADA	35,899	26.50	951,323.50	
		POWER FINANCIAL CORP	25,573	27.81	711,185.13	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	SUN LIFE FINANCIAL INC	58,000	28.70	1,664,600.00	
		BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	50,362	22.50	1,133,145.00	
		BROOKFIELD PROPERTIES CORP	25,825	12.25	316,356.25	
		CGI GROUP INC	27,742	12.78	354,542.76	
		OPEN TEXT CORP	6,200	39.32	243,784.00	
		RESEARCH IN MOTION	52,264	63.25	3,305,698.00	
		BCE INC	26,269	27.65	726,337.85	
		MANITOBA TELECOM SVCS.	2,600	31.49	81,874.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS B	50,890	32.88	1,673,263.20	
		TELUS CORPORATION	4,150	33.60	139,440.00	
		TELUS CORPORATION NON VTG	14,852	32.07	476,303.64	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	8,476	41.53	352,008.28	
		FORTIS	17,091	26.91	459,918.81	
		TRANSALTA CORP	19,909	21.45	427,048.05	
	計	銘柄数 :	89		107,827,910.08	
					(9,110,380,122)	
		組入時価比率 :	5.0%		5.2%	
	ユーロ	ENI SPA	266,316	17.41	4,636,561.56	
		FUGRO CERT	6,563	40.00	262,520.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B	15,550	12.40	192,897.75	
		GENERALE GEOPHYSIQUE	14,455	15.12	218,559.60	
		HELLENIC PETROLEUM SA	9,376	8.19	76,789.44	
		NESTE OIL OYJ	12,921	11.99	154,922.79	
		OMV AG	15,551	30.40	472,750.40	
		REPSOL YPF.SA	74,929	18.81	1,409,414.49	
		SAIPEM ORD	27,448	22.29	611,815.92	
		SARAS	29,183	2.00	58,584.87	
		SBM OFFSHORE NV	15,110	13.77	208,140.25	
		TECHNIP S.A.	10,767	48.82	525,698.77	
		TENARIS	48,304	14.16	683,984.64	
		TOTAL SA	218,357	42.49	9,277,988.93	
		ACERINOX SA	14,096	14.45	203,687.20	
		AIR LIQUIDE	25,560	78.61	2,009,271.60	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	AKZO NOBEL	23,697	43.94	1,041,246.18	
		ARCELORMITTAL	87,819	26.09	2,291,197.71	
		BASF SE	94,429	40.29	3,804,544.41	
		CIMPOR CIMENTOS DE PORTUGAL	23,706	5.45	129,197.70	
		CRH	71,758	17.27	1,239,260.66	
		ERAMET	536	224.30	120,224.80	
		HEIDELBERGCEMENT AG	14,000	46.12	645,680.00	
		IMERYS SA	3,420	40.37	138,082.50	
		ITALCEMENTI ORD	7,246	9.95	72,133.93	
		K & S	15,191	40.59	616,602.69	
		KONINKLIJKE DSM NV	15,988	33.02	527,923.76	
		LAFARGE (FRANCE)	20,432	59.35	1,212,639.20	
		LINDE	15,511	80.72	1,252,047.92	
		OUTOKUMPU A	11,924	12.46	148,573.04	
		RAUTARUUKKI OYJ	8,481	14.74	125,009.94	
		SALZGITTER	3,938	64.65	254,591.70	
		SOLVAY	6,147	71.57	439,940.79	
		STORA ENSO OYJ-R SHS	58,651	5.51	323,167.01	
		THYSSENKRUPP AG	34,208	24.89	851,437.12	
		TITAN CEMENT CO. S.A.	5,819	22.24	129,414.56	
		UMICORE	11,491	24.31	279,403.66	
		UPM-KYMMENE	53,908	8.79	473,851.32	
		VOESTALPINE AG	11,848	25.29	299,635.92	
		WACKER CHEMIE	1,577	111.78	176,277.06	
		ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	14,865	34.13	507,342.45	
		ALSTOM	20,676	49.60	1,025,529.60	
		BOSKALIS WESTMINSTER CVA	5,622	26.87	151,063.14	
		BOUYGUES ORD	22,826	35.12	801,649.12	
		COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	37,637	38.49	1,448,836.31	
		EIFFAGE	4,296	38.54	165,589.32	
		EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	42,236	13.50	570,397.18	
		FINMECCANICA SPA	41,958	11.95	501,398.10	
		FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	3,848	29.66	114,131.68	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	18,396	13.57	249,725.70	
		GEA GROUP	15,745	15.16	238,694.20	
		GRUPO FERROVIAL	5,655	31.65	178,980.75	
		HOCHTIEF	4,234	56.57	239,517.38	
		KONE OYJ	15,934	27.80	442,965.20	
		LEGRAND	10,789	19.95	215,240.55	
		MAN SE	10,815	60.96	659,282.40	
		METSO CORP	12,861	22.80	293,230.80	
		PHILIPS ELECTRONICS NV	99,470	18.50	1,840,195.00	
		PRYSMIAN	10,024	11.99	120,187.76	
		SACYR VALLEHERMOSO SA	9,168	10.22	93,696.96	
		SAFRAN S.A.	18,918	12.03	227,583.54	
		SCHNEIDER ELECTRIC SA	23,880	76.43	1,825,148.40	
		SIEMENS AG	84,165	66.50	5,596,972.50	
		SOLARWORLD	8,446	14.76	124,662.96	
		THALES	9,014	32.39	292,008.53	
		VALLOUREC	5,502	118.40	651,436.80	
		VINCI S.A.	43,236	38.90	1,681,880.40	
		WARTSILA OYJ	8,451	26.16	221,078.16	
		ZARDOYA OTIS SA	13,417	14.19	190,387.23	
		BIC	2,687	48.34	129,889.58	
		BUREAU VERITAS SA	4,927	35.00	172,445.00	
		RANDSTAD HOLDING NV	10,256	29.49	302,500.72	
		ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	29,187	15.72	458,819.64	
		ADP	2,992	54.90	164,260.80	
		AIR FRANCE-KLM	13,615	11.40	155,211.00	
		ATLANTIA SPA	26,704	18.15	484,677.60	
		BRISA	18,142	6.97	126,522.30	
		CINTRA CONCESIONS DE INFRAE	20,056	7.83	157,138.76	
		DEUTSCHE LUFTHANZA	23,076	11.11	256,489.74	
		DEUTSCHE POST AG-REG	86,552	12.76	1,104,836.28	
		FRAPORT	3,698	34.59	127,913.82	
		HAMBURGER HAFEN UND LOGISTIK	2,505	26.37	66,056.85	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	IBERIA (LINEA AER DE ESPANA)	48,030	2.07	99,614.22	
		RYANAIR HOLDINGS PLC	912	2.89	2,640.24	
		SOCIETE DES AUTOROUTES	2,278	53.32	121,462.96	
		TNT NV	37,748	19.82	748,165.36	
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	33,869	33.89	1,147,820.41	
		BMW VORZUG-PFD	5,260	23.54	123,820.40	
		DAIMLER AG	92,249	35.98	3,319,119.02	
		FIAT SPA	78,210	10.80	844,668.00	
		MICHELIN B	14,832	54.40	806,860.80	
		NOKIAN RENKAAT OYJ	10,698	18.08	193,419.84	
		PEUGEOT SA	15,335	25.04	383,988.40	
		PIRELLI & C.	263,791	0.42	111,056.01	
		PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE-PFD	9,071	53.09	481,579.39	
		RENAULT SA	18,944	33.30	630,835.20	
		VOLKSWAGEN STAMM	9,063	96.82	877,479.66	
		VOLKSWAGEN VORZUG-PFD	10,765	61.62	663,339.30	
		ADIDAS AG	19,795	36.23	717,172.85	
		DIOR (CHRISTIAN)	6,594	70.19	462,832.86	
		HERMES INTERNATIONAL	5,471	95.76	523,902.96	
		LUXOTTICA GROUP SPA	11,678	17.25	201,445.50	
		LVMH	25,058	73.74	1,847,776.92	
		PUMA AG	573	226.89	130,007.97	
		ACCOR	14,818	36.33	538,337.94	
		AUTOGRILL SPA	10,403	8.51	88,581.54	
		LOTTOMATICA SPA	4,673	14.69	68,646.37	
		OPAP SA	23,151	16.40	379,676.40	
		SODEXO	9,774	39.01	381,332.61	
		TUI AG	14,160	5.54	78,446.40	
		EUTELSAT COMMUNICATIONS	10,425	21.71	226,326.75	
		GESTEVISION TELECINCO SA	11,750	7.93	93,177.50	
		JC DECAUX INTERNATIONAL	6,691	16.00	107,056.00	
		LAGARDERE	12,236	31.17	381,457.30	
		M6-METROPOLE TELEVISION	6,495	18.20	118,209.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	MEDIASET	73,475	5.02	369,211.87	
		PAGESJAUNES GROUP SA	12,747	8.28	105,621.64	
		PUBLICIS GROUP	12,193	26.90	328,052.66	
		REED ELSEVIER NV	74,020	8.16	604,225.26	
		SANOMA OYJ	8,110	15.00	121,650.00	
		SES	29,343	14.94	438,531.13	
		TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	11,831	12.48	147,710.03	
		VIVENDI SA	119,749	19.40	2,323,130.60	
		WOLTERS KLUWER	28,838	14.88	429,109.44	
		INDITEX	22,618	42.60	963,526.80	
		PPR	7,767	82.90	643,884.30	
		AHOLD (KON.)	121,920	9.06	1,105,692.48	
		CARREFOUR	64,896	31.78	2,062,394.88	
		CASINO ORD	5,716	57.82	330,499.12	
		COLRUYT NV	1,516	169.15	256,431.40	
		DELHAIZE GROUP	10,428	51.50	537,042.00	
		JERONIMO MARTINS	22,202	6.82	151,462.04	
		KESKO B-SHARE	6,667	23.80	158,674.60	
		METRO STAMM	11,761	43.00	505,723.00	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	73,782	34.14	2,519,286.39	
		COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	18,418	17.00	313,106.00	
		DANONE	56,255	42.51	2,391,681.32	
		HEINEKEN HOLDING NV	11,113	28.06	311,830.78	
		HEINEKEN NV	25,060	31.27	783,751.50	
		KERRY GROUP A	14,107	20.38	287,627.62	
		PARMALAT SPA	171,651	2.01	345,018.51	
		PERNOD-RICARD	20,234	56.33	1,139,781.22	
		SUEDZUCKER AG	6,777	14.93	101,180.61	
		UNILEVER NV-CVA	166,634	20.96	3,493,481.81	
		BEIERSDORF	9,144	43.74	399,958.56	
		HENKEL AG & CO KGAA	13,093	27.81	364,116.33	
		HENKEL AG & CO KGAA-PFD	18,224	32.89	599,387.36	
		LOREAL	24,486	73.18	1,791,885.48	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	BIOMERIEUX	1,391	76.96	107,051.36	
		CELESIO AG	8,573	18.51	158,686.23	
		ESSILOR INTERNATIONAL	20,506	39.52	810,397.12	
		FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO.KGAA	19,543	35.78	699,248.54	
		FRESENIUS SE	2,884	38.85	112,043.40	
		FRESENIUS VORZUG-PFD	8,120	45.56	369,947.20	
		BAYER AG	78,187	51.82	4,051,650.34	
		ELAN CORPORATION PLC	50,015	4.34	217,065.10	
		GRIFOLS SA	12,889	11.70	150,801.30	
		IPSEN	2,580	36.45	94,053.90	
		MERCK KGAA	6,699	65.59	439,387.41	
		ORION OYJ-NEW	9,000	13.59	122,310.00	
		QIAGEN N.V	23,482	15.07	353,873.74	
		SANOFI-AVENTIS SA	107,656	51.06	5,496,915.36	
		UCB SA	10,167	31.31	318,379.60	
		ALPHA BANK A.E.	37,166	10.38	385,783.08	
		ALPHA BANK A.E. -RTS	37,166	0.74	27,502.84	
		ANGLO IRISH BANK CORP	64,337	-	-	
		BANCA CARIGE ORD	65,162	1.97	128,369.14	
		BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	221,468	1.28	285,472.25	
		BANCA POPOLARE MILANO	39,728	5.44	216,318.96	
		BANCO BILBAO VIZCAYA-ARGENTARIA	364,214	13.17	4,796,698.38	
		BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	236,614	0.92	219,104.56	
		BANCO DE VALENCIA SA	21,468	5.63	120,864.84	
		BANCO ESPIRITO SANTO SA	52,919	4.91	259,938.12	
		BANCO POPOLARE SPA	66,401	6.00	398,738.00	
		BANCO POPULAR ESPANOL	89,837	6.07	545,310.59	
		BANCO SABADELL	93,302	4.45	415,193.90	
		BANCO SANTANDER CENTRAL	834,252	11.75	9,806,632.26	
		BANK OF CYPRUS PUBLIC CO LTD	56,182	5.43	305,068.26	
		BANK OF PIRAEUS	31,401	10.97	344,468.97	
		BANKINTER	28,640	7.46	213,797.60	
		BNP PARIBAS	94,115	57.57	5,418,200.55	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	COMMERZBANK AG	73,485	7.01	515,129.85	
		CREDIT AGRICOLE SA	91,093	14.82	1,349,998.26	
		DEUTSCHE POSTBANK AG	8,822	23.38	206,258.36	
		DEXIA	53,302	5.40	287,884.10	
		EFG EUROBANK ERGASIAS	33,487	10.13	339,223.31	
		ERSTE GROUP BANK AG	18,076	30.30	547,702.80	
		INTESA SANPAOLO	787,837	3.08	2,428,507.55	
		INTESA SANPAOLO-RNC	93,970	2.34	219,889.80	
		KBC GROUP SA	16,690	33.65	561,701.95	
		NATIONAL BANK OF GREECE	62,093	24.04	1,492,715.72	
		NATIXIS	90,449	3.97	359,896.57	
		RAIFFEISEN INTL BANK HOLDING	5,456	46.50	253,704.00	
		SOCIETE GENERALE	58,165	49.27	2,866,080.37	
		UNICREDIT SPA	1,456,753	2.44	3,558,119.20	
		UNIONE DI BANCHE ITALIANE SC	58,840	10.21	600,756.40	
		CIE NAT'L A PORTEFEUILLE	3,323	37.13	123,382.99	
		CRITERIA CAIXACORP SA	84,742	3.43	291,088.77	
		DEUTSCHE BANK	60,572	51.71	3,132,480.98	
		DEUTSCHE BOERSE AG	19,947	58.29	1,162,710.63	
		EURAZEO	3,000	48.89	146,685.00	
		EXOR SPA	7,377	13.89	102,466.53	
		FORTIS	228,532	2.86	654,058.58	
		FORTIS COUPON 42-RTS	180,168	-	-	
		GROUPE BRUXELLES LAMBERT	8,364	63.85	534,041.40	
		ING GROEP	200,491	9.58	1,921,906.72	
		MARFIN INVESTMENT GROUP SA	64,964	2.58	167,607.12	
		MEDIOBANCA	48,442	8.62	417,570.04	
		POHJOLA BANK PLC	13,901	7.74	107,593.74	
		AEGON NV	159,825	5.10	816,066.45	
		ALLIANZ SE-REG	46,344	84.34	3,908,652.96	
		ASSICURAZIONI GENERALI	119,438	17.99	2,148,689.62	
		AXA	160,273	17.23	2,761,503.79	
		CNP ASSURANCES	3,742	71.52	267,627.84	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	HANNOVER RUECKVERSICHERU-REG	6,396	33.00	211,068.00	
		MAPFRE SA	72,127	3.08	222,367.54	
		MAPFRE SA-RTS	72,127	0.01	937.65	
		MEDIOLANUM SPA	22,074	4.72	104,299.65	
		MUENCHENER RUCKUERSICHERVNGS F/PD REGS	21,113	106.17	2,241,567.21	
		SAI ORD	6,274	11.87	74,472.38	
		SAMPO OYJ-A SHS	42,974	16.80	721,963.20	
		SCOR SE	16,707	16.62	277,753.87	
		UNIPOL GRUPPO FINAN ORD	80,410	0.96	77,917.29	
		VIENNA INSURANCE GROUP	3,871	38.35	148,452.85	
		ATOS ORIGIN	4,568	32.03	146,335.88	
		CAP GEMINI SA	15,132	31.49	476,582.34	
		DASSAULT SYSTEMES SA	6,533	39.21	256,158.93	
		INDRA SISTEMAS SA	9,927	16.13	160,172.14	
		SAP AG	87,777	32.80	2,879,085.60	
		UNITED INTERNET AG-REG SHARE	12,667	9.47	119,956.49	
		ALCATEL-LUCENT	237,114	2.57	611,042.77	
		NEOPOST SA	3,142	60.92	191,410.64	
		NOKIA OYJ	383,082	9.33	3,574,155.06	
		BELGACOM SA	15,770	26.03	410,493.10	
		DEUTSCHE TELEKOM REGD	289,983	9.68	2,807,035.44	
		ELISA CORPORATION CLASS-A	13,412	14.56	195,278.72	
		FRANCE TELECOM SA	187,230	17.37	3,253,121.25	
		HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	24,702	10.60	261,841.20	
		ILIAD	1,639	78.98	129,448.22	
		KONINKLIJKE KPN	175,366	12.04	2,112,283.47	
		MOBISTAR SA	3,024	47.40	143,352.72	
		PORTUGAL TELECOM SGPS SA	60,415	8.21	496,007.15	
		TELECOM ITALIA SPA	1,026,579	1.14	1,171,326.63	
		TELECOM ITALIA-RNC	624,764	0.80	499,811.20	
		TELEFONICA S.A.	433,158	19.65	8,511,554.70	
		TELEKOM AUSTRIA AG	33,383	11.64	388,578.12	
		A2A SPA	110,516	1.31	145,328.54	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	ACCIONA S.A.	2,562	91.15	233,526.30	
		ACEA SPA	7,623	7.73	58,925.79	
		E.ON AG	194,454	27.31	5,310,538.74	
		EDP RENOVAVEIS SA	21,986	6.57	144,470.00	
		ELECTRICITE DE FRANCE	24,231	38.83	940,889.73	
		ENAGAS	18,047	14.46	260,959.62	
		ENEL SPA	673,326	4.32	2,910,451.63	
		ENERGIAS DE PORTUGAL SA	189,537	3.09	585,858.86	
		FORTUM OYJ	45,435	17.31	786,479.85	
		GAS NATURAL SDG	22,571	14.10	318,363.95	
		GDF SUEZ	123,422	29.66	3,660,696.52	
		IBERDROLA	376,090	6.52	2,452,106.80	
		IBERDROLA RENOVABLES	85,167	3.27	278,921.92	
		PUBLIC POWER CORP	12,255	13.84	169,609.20	
		RED ELECTRICA CORPORACION SA	11,219	36.92	414,205.48	
		RWE AG	42,832	63.03	2,699,700.96	
		RWE AG-NON VTG-PFD	3,931	56.73	223,005.63	
		SNAM RETE GAS	155,502	3.35	521,709.21	
		SUEZ ENVIRONNEMENT SA	27,923	15.04	419,961.92	
		TERNA SPA	134,832	2.81	379,215.00	
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	38,673	23.30	901,080.90	
		VERBUND OESTERR ELEK A	7,766	31.93	247,968.38	
		ASML HOLDING NV	44,116	21.40	944,082.40	
		INFINEON TECHNOLOGIES AG	112,276	3.46	389,036.34	
		STMICROELECTRONICS	70,781	5.99	424,402.87	
	計	銘柄数 :	272		235,634,471.07	
					(31,445,420,164)	
		組入時価比率 :	17.1%		17.9%	
	英ポンド	AMEC	33,531	8.30	278,474.95	
		BG GROUP PLC	343,687	11.37	3,909,439.62	
		BP PLC	1,916,756	5.89	11,289,692.84	
		CAIRN ENERGY PLC	14,273	29.53	421,481.69	
		PETROFAC LTD	20,889	10.28	214,738.92	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	362,696	18.76	6,805,990.44	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	275,761	18.22	5,024,365.42	
		TULLOW OIL	81,990	12.80	1,049,472.00	
		ANGLO AMERICAN PLC	134,668	26.30	3,541,768.40	
		ANTOFAGASTA	39,752	9.41	374,066.32	
		BHP BILLITON PLC	225,761	18.78	4,240,920.38	
		EURASIAN NATURAL RESOURCES	25,964	9.01	233,935.64	
		FRESNILLO PLC	18,075	9.20	166,290.00	
		JOHNSON MATTHEY	22,254	16.20	360,514.80	
		KAZAKHMYS	21,572	13.27	286,260.44	
		LONMIN	15,556	17.44	271,296.64	
		RANDGOLD RESOURCES LTD	8,479	50.05	424,373.95	
		REXAM PLC	90,893	2.88	261,862.73	
		RIO TINTO PLC REG	140,221	33.10	4,641,315.10	
		VEDANTA RESOURCES	13,933	24.52	341,637.16	
		XSTRATA	195,018	11.27	2,197,852.86	
		BAE SYSTEMS PLC	361,492	3.31	1,196,538.52	
		BALFOUR BEATTY	48,185	2.77	133,472.45	
		BUNZL PLC	32,975	6.53	215,491.62	
		COBHAM PLC	115,207	2.36	272,118.93	
		INVENSYS PLC	80,792	2.95	238,740.36	
		ROLLS-ROYCE GROUP PLC	189,506	4.85	919,672.61	
		ROLLS-ROYCE GROUP-C SHRS	11,524,260	0.00	11,524.26	
		SMITHS GROUP PLC	40,331	9.68	390,404.08	
		TOMKINS PLC	88,843	1.83	163,382.27	
		WOLSELEY PLC	29,427	13.23	389,319.21	
		CAPITA GROUP PLC	64,487	7.21	464,951.27	
		EXPERIAN PLC	104,897	5.89	617,843.33	
		G4S PLC	127,740	2.48	317,689.38	
		SERCO GROUP PLC	49,120	5.27	258,862.40	
		BRITISH AIRWAYS	58,151	2.06	120,023.66	
		FIRSTGROUP PLC	48,579	4.11	199,659.69	
		BURBERRY GROUP PLC	43,654	5.80	253,193.20	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	12,888	8.54	110,063.52	
		CARNIVAL PLC	16,815	20.68	347,734.20	
		COMPASS GROUP PLC	188,947	4.09	772,793.23	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	25,915	8.49	220,147.92	
		LADBROKES PLC	60,603	1.33	80,662.59	
		THOMAS COOK GROUP PLC	43,259	2.24	96,900.16	
		TUI TRAVEL PLC	56,351	2.57	145,047.47	
		WHITBREAD PLC	17,580	13.17	231,528.60	
		BRITISH SKY BROADCASTING	116,544	5.50	641,574.72	
		PEARSON	82,840	8.52	705,796.80	
		REED ELSEVIER PLC	123,986	4.76	590,917.27	
		WPP PLC	128,166	5.81	744,644.46	
		CARPHONE WAREHOUSE GROUP	42,071	2.02	84,983.42	
		HOME RETAIL GROUP	88,442	3.20	283,014.40	
		KINGFISHER PLC	241,491	2.43	588,513.56	
		MARKS&SPENCER GROUP PLC	161,461	3.90	629,697.90	
		NEXT PLC	20,434	20.16	411,949.44	
		MORRISON SUPERMARKETS	215,190	2.80	604,468.71	
		SAINSBURY (J)	123,103	3.36	413,626.08	
		TESCO	808,090	4.23	3,421,049.01	
		ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	35,910	8.32	298,771.20	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	204,207	19.49	3,979,994.43	
		CADBURY PLC	137,666	7.97	1,097,886.35	
		DIAGEO PLC	255,686	10.30	2,633,565.80	
		IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	103,974	18.52	1,925,598.48	
		SABMILLER PLC	96,327	16.57	1,596,138.39	
		UNILEVER PLC	131,288	17.98	2,360,558.24	
		RECKITT BENCKISER GROUP PLC	61,986	31.05	1,924,665.30	
		SMITH & NEPHEW PLC	91,656	5.74	526,105.44	
		ASTRAZENECA	148,101	27.08	4,011,315.58	
		GLAXOSMITHKLINE PLC	530,723	12.47	6,618,115.81	
		SHIRE PLC	57,310	11.43	655,053.30	
		BARCLAYS PLC	1,128,691	3.17	3,582,465.23	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	HSBC HOLDINGS	1,771,173	7.42	13,142,103.66	
		LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,667,151	0.89	1,493,100.43	
		ROYAL BANK OF SCOTLAND	1,729,739	0.36	630,835.81	
		STANDARD CHARTERED PLC	205,607	16.38	3,368,870.69	
		3I GROUP PLC	97,124	2.90	282,339.46	
		ICAP PLC	52,230	4.35	227,409.42	
		INVESTEC PLC	43,168	4.49	193,867.48	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	14,998	8.67	130,032.66	
		MAN GROUP PLC	174,719	3.62	632,482.78	
		SCHRODERS PLC	12,384	12.48	154,552.32	
		ADMIRAL GROUP PLC	18,777	10.15	190,586.55	
		AVIVA PLC	280,173	4.03	1,129,937.70	
		LEGAL & GENERAL GROUP	607,695	0.85	521,402.31	
		OLD MUTUAL PLC	539,733	1.17	632,027.34	
		PRUDENTIAL PLC	258,152	6.16	1,591,507.08	
		RESOLUTION LTD	210,987	0.89	189,149.84	
		RSA INSURANCE GROUP PLC	345,559	1.20	415,361.91	
		STANDARD LIFE PLC	229,423	2.18	500,600.98	
		AUTONOMY CORP PLC	22,268	14.76	328,675.68	
		SAGE GROUP PLC (THE)	132,150	2.26	299,451.90	
		BT GROUP PLC	792,228	1.45	1,155,860.65	
		CABLE & WIRELESS	263,169	1.35	357,646.67	
		VODAFONE GROUP PLC	5,369,089	1.35	7,256,323.78	
		CENTRICA	523,485	2.56	1,343,785.99	
		DRAX GROUP PLC	36,777	4.49	165,312.61	
		INTERNATIONAL POWER PLC	157,730	2.73	430,918.36	
		NATIONAL GRID PLC	248,857	6.40	1,592,684.80	
		SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	94,150	11.09	1,044,123.50	
		SEVERN TRENT PLC	23,825	10.05	239,441.25	
		UNITED UTILITIES GROUP PLC	70,647	4.77	336,986.19	
	計	銘柄数 :	101		134,811,364.35	
					(20,123,292,356)	
		組入時価比率 :	11.0%		11.4%	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	スイスフラン	GIVAUDAN-REG	783	815.50	638,536.50	
		HOLCIM LTD-REG	25,094	73.65	1,848,173.10	
		SYNGENTA AG	9,914	264.70	2,624,235.80	
		ABB LTD	225,723	19.44	4,388,055.12	
		GEBERIT AG-REG	4,235	175.80	744,513.00	
		SCHINDLER HOLDING AG-REG	2,170	74.50	161,665.00	
		SCHINDLER HOLDINGS-PART CERT	4,900	76.25	373,625.00	
		ADECCO SA-REG	12,754	52.50	669,585.00	
		SGS SA	487	1,305.00	635,535.00	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG REG	5,443	97.60	531,236.80	
		CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	53,394	32.98	1,760,934.12	
		THE SWATCH GROUP AG-B	3,197	262.40	838,892.80	
		THE SWATCH GROUP AG-REG	4,375	49.90	218,312.50	
		ARYZTA AG	8,184	39.75	325,314.00	
		LINDT & SPRUENGLI PART	88	2,313.00	203,544.00	
		LINDT&SPRUENGLI AG	11	27,900.00	306,900.00	
		NESTLE SA-REGISTERED	372,194	48.10	17,902,531.40	
		NOBEL BIO CARE HOLDING AG	12,533	31.36	393,034.88	
		SONOVA HOLDING AG-REG	4,674	123.60	577,706.40	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	788	257.00	202,516.00	
		SYNTHES INC	6,154	133.00	818,482.00	
		ACTELION	10,369	58.45	606,068.05	
		LONZA AG-REG	4,707	82.30	387,386.10	
		NOVARTIS AG-REG	216,335	54.35	11,757,807.25	
		ROCHE HOLDING GENUSS	71,868	162.10	11,649,802.80	
		CREDIT SUISSE GROUP AG	115,120	55.50	6,389,160.00	
		GAM HOLDING LTD	21,582	13.21	285,098.22	
		JULIUS BAER GROUP LTD	21,586	36.52	788,320.72	
		PARGESA HOLDING INH	2,723	89.15	242,755.45	
		UBS AG-REG	363,966	16.85	6,132,827.10	
		BALOISE HOLDING-REG	5,183	90.95	471,393.85	
		SWISS LIFE HOLDING AG	3,006	130.40	391,982.40	
		SWISS REINSURANCE LTD	35,326	49.78	1,758,528.28	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	スイスフラン	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	15,029	230.10	3,458,172.90	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	18,347	17.81	326,760.07	
		SWISSCOM AG-REG	2,460	388.00	954,480.00	
		BKW FMB ENERGIE AG	1,350	81.00	109,350.00	
	計	銘柄数： 37			81,873,221.61	
					(7,228,586,735)	
		組入時価比率： 3.9%			4.1%	
	スウェーデン クローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	22,431	62.50	1,401,937.50	
		HOLMEN AB-B SHARES	5,323	182.50	971,447.50	
		SSAB AB - B SHARES	8,504	106.20	903,124.80	
		SSAB AB-A SHARES	18,200	116.00	2,111,200.00	
		SVENSKA CELLULOZA AB-B SHS	58,095	97.20	5,646,834.00	
		ALFA LAVAL AB	34,625	92.10	3,188,962.50	
		ASSA ABLOY AB-B	32,352	133.00	4,302,816.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	68,687	104.30	7,164,054.10	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	39,329	93.00	3,657,597.00	
		SANDVIK AB	103,145	85.60	8,829,212.00	
		SCANIA AB-B SHS	32,256	97.25	3,136,896.00	
		SKANSKA AB-B SHS	41,366	120.10	4,968,056.60	
		SKF AB-B SHARES	40,234	120.10	4,832,103.40	
		VOLVO AB-A SHS	44,380	70.10	3,111,038.00	
		VOLVO AB-B SHS	111,293	71.75	7,985,272.75	
		SECURITAS AB-B SHS	31,559	67.30	2,123,920.70	
		ELECTROLUX AB-SER B	24,833	180.50	4,482,356.50	
		HUSQVARNA AB-B SHS	41,052	47.50	1,949,970.00	
		HENNES & MAURITZ B	52,296	415.90	21,749,906.40	
		SWEDISH MATCH	26,021	153.00	3,981,213.00	
		GETINGE AB-B SHS	20,176	135.10	2,725,777.60	
		NORDEA BANK AB	330,393	76.80	25,374,182.40	
		SKAND. ENSKILDA BANKEN A	155,374	46.90	7,287,040.60	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	50,057	198.90	9,956,337.30	
		SWEDBANK AB-A SHARES	52,094	65.90	3,432,994.60	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	スウェーデン クローネ	INVESTOR AB-B SHS	46,586	129.90	6,051,521.40	
		ERICSSON (LM) B	305,303	71.80	21,920,755.40	
		MILLICOM INT'L CELLULAR	7,841	508.00	3,983,228.00	
		TELE2 AB - B SHS	30,744	109.80	3,375,691.20	
		TELIASONERA	229,671	49.60	11,391,681.60	
	計	銘柄数： 30			191,997,128.85	
					(2,509,402,474)	
		組入時価比率： 1.4%			1.4%	
	ノルウェー クローネ	SEADRILL LTD	28,925	139.00	4,020,575.00	
		STATOIL ASA	116,444	146.00	17,000,824.00	
		NORSK HYDRO ASA	69,270	41.75	2,892,022.50	
		YARA INTERNATIONAL ASA	19,626	216.30	4,245,103.80	
		ORKLA ASA	79,910	54.80	4,379,068.00	
		RENEWABLE ENERGY CORP AS	34,400	35.88	1,234,272.00	
		DNB NOR ASA	75,906	68.35	5,188,175.10	
		TELENOR ASA	87,190	81.05	7,066,749.50	
	計	銘柄数： 8			46,026,789.90	
					(734,587,566)	
		組入時価比率： 0.4%			0.4%	
	デンマーク クローネ	NOVOZYMES A/S	4,648	501.50	2,330,972.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	20,838	373.00	7,772,574.00	
		A P MOLLER-MAERSK A/S	112	37,000.00	4,144,000.00	
		AP MOLLER MAERSK A	55	35,900.00	1,974,500.00	
		DSV A/S	21,523	90.20	1,941,374.60	
		CARLSBERG B	11,090	355.00	3,936,950.00	
		COLOPLAST-B	2,295	469.00	1,076,355.00	
		WILLIAM DEMANT HOLDING	2,377	369.50	878,301.50	
		H LUNDBECK A/S	6,041	96.50	582,956.50	
		NOVO NORDISK A/S SER-B	45,779	330.00	15,107,070.00	
		DANSKE BANK A/S	46,463	118.75	5,517,481.25	
		TOPDANMARK AS	1,439	739.00	1,063,421.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	デンマーク クローネ	TRYGVESTA AS	2,399	351.75	843,848.25	
	計	銘柄数 :	13		47,169,804.10	
					(846,226,285)	
		組入時価比率 :	0.5%		0.5%	
	オーストラ リアドル	ARROW ENERGY LTD	58,579	4.26	249,546.54	
		CALTEX AUSTRALIA LIMITED	13,609	9.78	133,096.02	
		ENERGY RESOURCES OF AUST	6,730	24.26	163,269.80	
		ORIGIN ENERGY LIMITED	90,646	16.25	1,472,997.50	
		PALADIN ENERGY LIMITED	66,729	4.40	293,607.60	
		SANTOS	84,918	15.00	1,273,770.00	
		WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	50,787	49.52	2,514,972.24	
		WORLEYPARSONS	16,517	26.86	443,646.62	
		ALUMINA LTD	245,983	1.68	414,481.35	
		AMCOR	126,173	5.61	707,830.53	
		BHP BILLITON LTD	343,304	40.60	13,938,142.40	
		BLUESCOPE STEEL LTD	183,808	2.88	529,367.04	
		BORAL LIMITED	59,767	5.71	341,269.57	
		FORTESCUE METALS GROUP LTD	124,560	4.30	535,608.00	
		INCITEC PIVOT LTD	161,285	2.85	459,662.25	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES NV	43,577	7.60	331,185.20	
		NEWCREST MINING	49,489	35.46	1,754,879.94	
		NUFARM LIMITED	16,865	11.84	199,681.60	
		ONESTEEL LIMITED	133,661	3.03	404,992.83	
		ORICA LIMITED	37,239	25.52	950,339.28	
		OZ MINERALS LTD	314,672	1.30	409,073.60	
		RIO TINTO LTD (CRA)	44,575	72.60	3,236,145.00	
		SIMS METAL MANEGEMENT LIMITED	14,697	22.04	323,921.88	
		CSR	123,151	1.85	227,829.35	
		LEIGHTON HOLDINGS	15,019	37.14	557,805.66	
		BRAMBLES LTD	145,334	6.72	976,644.48	
		ASCIANO GROUP	279,174	1.65	460,637.10	
		MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	227,977	1.34	306,629.06	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	オーストラリアドル	MAP GROUP	69,288	2.82	195,392.16	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	111,887	2.73	305,451.51	
		TOLL HOLDINGS LIMITED	68,506	8.17	559,694.02	
		TRANSURBAN GROUP	116,380	5.56	647,072.80	
		BILLABONG INTERNATIONAL LTD	20,288	10.35	209,980.80	
		ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	38,797	4.66	180,794.02	
		CROWN LTD	49,360	8.24	406,726.40	
		TABCORP HOLDINGS	60,858	7.38	449,132.04	
		TATTS GROUP LTD	121,631	2.47	300,428.57	
		FAIRFAX MEDIA LIMITED	213,369	1.73	369,128.37	
		HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	53,539	4.35	232,894.65	
		METCASH LTD	77,098	4.68	360,818.64	
		WESFARMERS LIMITED	102,817	29.39	3,021,791.63	
		WESFARMERS LTD-PPP	15,316	29.46	451,209.36	
		WOOLWORTHS LIMITED	125,709	28.42	3,572,649.78	
		COCA-COLA AMATIL	57,692	10.54	608,073.68	
		FOSTER'S GROUP LTD	199,858	5.70	1,139,190.60	
		GOODMAN FIELDER	129,768	1.54	200,491.56	
		COCHLEAR LIMITED	5,650	60.25	340,412.50	
		SONIC HEALTHCARE LIMITED	36,764	14.18	521,313.52	
		CSL LIMITED	61,734	31.76	1,960,671.84	
		AUST AND NZ BANKING GROUP LT	238,518	22.16	5,285,558.88	
		BENDIGO AND ADELAIDE BANK LIMITED	35,005	8.90	311,544.50	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	155,362	52.30	8,125,432.60	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	196,229	28.61	5,614,111.69	
		WESTPAC BANKING	297,795	24.66	7,343,624.70	
		ASX LIMITED	17,747	33.30	590,975.10	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	31,496	48.82	1,537,634.72	
		PERPETUAL LTD	3,912	34.80	136,137.60	
		AMP LIMITED	208,766	6.38	1,331,927.08	
		AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS	102,559	5.92	607,149.28	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LIMITED	214,752	4.01	861,155.52	
		QBE INSURANCE GROUP	102,560	23.01	2,359,905.60	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	オーストラリアドル	SUNCORP-METWAY LIMITED	130,357	8.82	1,149,748.74	
		COMPUTERSHARE LIMITED	44,805	10.65	477,173.25	
		TELSTRA CORPORATION INS RECP	456,085	3.32	1,514,202.20	
		AGL ENERGY LTD	46,398	14.00	649,572.00	
		SP AUSNET	123,507	0.91	113,008.90	
	計	銘柄数： 66			87,653,213.25	
					(7,250,673,800)	
		組入時価比率： 3.9%			4.1%	
	ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LIMITED	59,422	7.90	469,433.80	
		AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	86,417	1.86	160,735.62	
		SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	59,745	3.42	204,327.90	
		TELECOM CORP NEW ZEALAND	186,346	2.56	477,045.76	
		CONTACT ENERGY LIMITED	33,886	5.90	199,927.40	
	計	銘柄数： 5			1,511,470.48	
					(100,089,575)	
		組入時価比率： 0.1%			0.1%	
	香港ドル	MONGOLIA ENERGY CO LTD	314,000	4.78	1,500,920.00	
		HUTCHISON WHAMPOA	218,200	54.55	11,902,810.00	
		NWS HOLDINGS	83,000	15.20	1,261,600.00	
		CATHAY PACIFIC AIRWAYS	118,937	13.56	1,612,785.72	
		HONG KONG AIRCRAFT HAECO	6,800	104.40	709,920.00	
		MTR CORP	142,747	26.90	3,839,894.30	
		ORIENT OVERSEAS INTL LTD	22,400	38.20	855,680.00	
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	66,452	23.05	1,531,718.60	
		SHANGRI-LA ASIA	131,374	15.16	1,991,629.84	
		TELEVISION BROADCASTS	29,000	35.90	1,041,100.00	
		ESPRIT HOLDINGS LTD	116,281	53.40	6,209,405.40	
		LI & FUNG LTD	230,000	34.70	7,981,000.00	
		LIFESTYLE INTL HLDGS	59,500	13.86	824,670.00	
		BANK EAST ASIA	152,765	32.45	4,957,224.25	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	378,325	19.24	7,278,973.00	
		HANG SENG BANK	78,199	115.40	9,024,164.60	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	香港ドル	WING HANG BANK LTD	17,718	84.45	1,496,285.10	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	104,500	141.60	14,797,200.00	
		CHEUNG KONG HOLDINGS	142,639	96.85	13,814,587.15	
		CHINESE ESTATES HOLDINGS	72,000	13.10	943,200.00	
		HANG LUNG DEVELOPMENT CO	81,000	40.40	3,272,400.00	
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	211,744	30.95	6,553,476.80	
		HENDERSON LAND DEVELOPMENT	110,946	54.80	6,079,840.80	
		HOPEWELL HOLDINGS LIMITED	57,641	24.00	1,383,384.00	
		HYSAN DEVELOPMENT	63,756	22.75	1,450,449.00	
		KERRY PROPERTIES LTD	73,130	41.20	3,012,956.00	
		NEW WORLD DEVELOPMENT	259,692	16.16	4,196,622.72	
		SINO LAND	171,523	13.94	2,391,030.62	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	144,159	116.80	16,837,771.20	
		SWIRE PACIFIC A	78,590	90.50	7,112,395.00	
		WHARF HOLDINGS	142,264	42.10	5,989,314.40	
		WHEELOCK & CO LTD	92,500	24.55	2,270,875.00	
		FOXCONN INTERNATIONAL	213,352	6.89	1,469,995.28	
		PCCW LTD	381,000	1.93	735,330.00	
		CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	45,000	28.55	1,284,750.00	
		CLP HOLDINGS LIMITED	209,000	52.50	10,972,500.00	
		HONGKONG CHINA GAS	405,555	18.48	7,494,656.40	
		HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	143,680	41.75	5,998,640.00	
		ASM PACIFIC TECHNOLOGY	20,062	65.40	1,312,054.80	
	計	銘柄数 :	39		183,393,209.98	
					(2,112,689,778)	
		組入時価比率 :	1.2%		1.2%	
	シンガポールドル	COSCO CORP SINGAPORE LTD	110,000	1.11	122,100.00	
		FRASER & NEAVE LTD	98,500	3.96	390,060.00	
		KEPPEL CORP LTD	131,719	8.02	1,056,386.38	
		NOBLE GROUP LTD	136,600	2.78	379,748.00	
		SEMBICORP INDUSTRIES LIMITED	98,772	3.50	345,702.00	
		SEMBICORP MARINE LTD	83,239	3.46	288,006.94	
		SINGAPORE TECH ENGINEERING	136,001	3.08	418,883.08	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	シンガポールドル	COMFORTDELGRO CORP LTD	189,551	1.53	290,013.03	
		NEPTUNE ORIENT LINES NOL	94,000	1.62	152,280.00	
		SINGAPORE AIRLINES	55,800	14.14	789,012.00	
		GENTING SINGAPORE PLC	480,000	1.11	532,800.00	
		SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	160,235	3.77	604,085.95	
		JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	12,459	24.58	306,242.22	
		OLAM INTERNATIONAL LTD	119,900	2.64	316,536.00	
		GOLDEN AGRI RESOURCES LTD	692,200	0.45	311,490.00	
		WILMAR INTERNATIONAL	129,000	6.25	806,250.00	
		DBS HOLDINGS LTD	175,246	14.58	2,555,086.68	
		OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	256,247	8.36	2,142,224.92	
		UNITED OVERSEAS BANK	124,920	19.38	2,420,949.60	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	87,000	8.11	705,570.00	
		CAPITALAND LIMITED	264,031	4.10	1,082,527.10	
		CITY DEVELOPMENTS	50,405	10.20	514,131.00	
		UOL GROUP LIMITED	53,200	3.47	184,604.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	814,879	2.92	2,379,446.68	
		STARHUB LTD	61,000	2.04	124,440.00	
	計	銘柄数 :	25		19,218,575.58	
					(1,239,213,753)	
		組入時価比率 :	0.7%		0.7%	
	合計				176,088,592,476	
					(176,088,592,476)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表（投資証券）

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

平成21年11月19日現在

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	AMB PROPERTY CORP US	14,714	372,411.34	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	55,700	1,011,512.00	
		AVALONBAY COMMUN	8,241	607,361.70	
		BOSTON PROPERTIE	14,084	947,994.04	
		DUKE REALTY CORP	22,891	272,860.72	
		EQUITY RESIDENTIAL	28,018	919,270.58	
		FEDERAL REALTY INVES	5,960	394,432.80	
		HCP INC	29,717	892,401.51	
		HEALTH CARE REIT INC	12,100	535,667.00	
		HOST HOTELS & RESORT	61,398	647,748.90	
		KIMCO REALTY	36,020	457,093.80	
		LIBERTY PROP	10,386	329,755.50	
		PLUM CREEK TIMBER	16,924	591,155.32	
		PROLOGIS	45,843	647,303.16	
		PUBLIC STORAGE	12,896	1,040,578.24	
		RAYONIER INC	8,000	322,320.00	
		REGENCY CENTERS CORP	8,455	285,609.90	
		SIMON PROPERTY	28,945	2,187,663.10	
		VENTAS	16,200	688,824.00	
		VORNADO RLTY TST	16,394	1,109,873.80	
	計	銘柄数： 20		14,261,837.41	
				(1,273,439,462)	
		組入時価比率： 0.7%		47.3%	
	カナダドル	ARC ENERGY TRUST-UNITS	11,520	246,528.00	
		CANADIAN OIL SANDS TRUST	24,586	757,248.80	
		ENERPLUS RESOURCES FOD	17,376	423,453.12	
		PENN WEST ENERGY TRUST	42,914	817,082.56	
		PROVIDENT ENERGY TRUST-UTS	26,657	181,267.60	
		RIOCAN REAL ESTATE	10,956	209,807.40	
		VERMILION ENERGY TRUST	4,100	123,861.00	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	カナダドル	YELLOW PAGES INCOME FUND	25,488	137,380.32	
	計	銘柄数： 8		2,896,628.80	
				(244,736,167)	
		組入時価比率： 0.1%		9.1%	
	ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	1,041,667	-	
		CORIO NV	5,542	277,100.00	
		FONCIERE DES REGIONS	2,348	173,869.40	
		GECINA	1,901	152,080.00	
		ICADE	1,984	143,840.00	
		KLEPIERRE	9,307	265,807.92	
		UNIBAIL-RODAMCO SE	8,340	1,331,898.00	
	計	銘柄数： 7		2,344,595.32	
				(312,886,245)	
		組入時価比率： 0.2%		11.6%	
	英ポンド	BRITISH LAND CO	88,348	437,499.29	
		HAMMERSON	70,128	316,908.43	
		LAND SECURITIES	77,333	551,384.29	
		LIBERTY INTL PLC	45,621	231,526.57	
		SEGRO PLC	74,025	277,593.75	
	計	銘柄数： 5		1,814,912.33	
				(270,911,963)	
		組入時価比率： 0.1%		10.1%	
	オーストラリアドル	CFS RETAIL PROPERTY	173,930	340,902.80	
		DEXUS PROPERTY GROUP	473,903	412,295.61	
		GOODMAN GROUP	602,491	370,531.96	
		GPT GROUP	887,385	576,800.25	
		LEND LEASE GROUP	43,820	400,953.00	
		MIRVAC GROUP	254,558	400,928.85	
		STOCKLAND	236,633	977,294.29	
		WESTFIELD GROUP	209,578	2,626,012.34	
	計	銘柄数： 8		6,105,719.10	
				(505,065,083)	
		組入時価比率： 0.3%		18.8%	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	香港ドル	LINK REIT	218,448	3,696,140.16	
	計	銘柄数： 1		3,696,140.16	
				(42,579,534)	
		組入時価比率： 0.0%		1.6%	
	シンガポールドル	ASCENDAS REAL ES	161,369	298,532.65	
		CAPITAMALL TRUST	224,026	371,883.16	
	計	銘柄数： 2		670,415.81	
				(43,228,411)	
		組入時価比率： 0.0%		1.6%	
	合計			2,692,846,865	
				(2,692,846,865)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成21年12月30日現在)

種類	金額
資産総額	1,874,596,146円
負債総額	2,098,439円
純資産総額 (-)	1,872,497,707円
発行済口数	2,027,799,576口
1口当たり純資産額 (/)	0.9234円

(参考情報)「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の現況

純資産額計算書

(平成21年12月30日現在)

種類	金額
資産総額	189,037,405,970円
負債総額	70,550円
純資産総額 (-)	189,037,335,420円
発行済口数	198,110,596,621口
1口当たり純資産額 (/)	0.9542円

第5【設定及び解約の実績】

下記決算期間中の設定および解約の実績は次のとおりです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
1期	9,515,311,239	6,747,260,349
2期	1,451,213,976	1,542,790,148
3期	1,516,871,981	1,752,913,399
4期	112,934,301	780,854,279
5期	145,723,366	231,648,946
6期	1,781,267,920	1,263,210,774
7期	89,720,388	108,792,492
8期	258,052,782	1,831,016,967
9期	612,010,212	182,692,791
10期	7,533,300,757	6,743,010,863
11期	3,643,700,588	3,678,671,893
12期	1,249,204,657	1,013,110,399

（注1）本邦外における販売および解約はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

© 2010 Morgan Stanley

Morgan Stanley

www.morganstanley.co.jp/fund/

MC-011-100219